

国際教養大学
アジア地域研究連携機構研究紀要

第 3 号

2016 年 8 月

国際教養大学

国際教養大学
アジア地域研究連携機構研究紀要

第3号

2016年8月

目次

論文

観光戦略としての自然保全政策

－ブータンにおける自然と人間の共生の可能性－…………… 豊田哲也…………… 1

秋田犬ブランドの活用策…………… 名越健郎…………… 13

集落会長との対話に見る集落行事と

共同作業における変化と集落の将来に対する考え

－秋田県上小阿仁村の事例を通じて－…………… 工藤尚悟…………… 23

報告

外国人看護・介護人材受け入れに関する調査研究プロジェクト

介護人材受け入れに関する提言…………… 秋葉丈志・橋本洋輔・嶋ちはる…………… 35

文化遺産観光研究プロジェクト

地方文化財を活かした観光づくり

－「横手のかまくら」を事例に－…………… 後藤尚紀・中川秀幸…………… 51

2015年度 JR 東日本寄附講座概要報告…………… 根岸洋…………… 63

著者略歴

**Journal of the Institute for Asian Studies and Regional Collaboration
Akita International University**

Volume 3

August 2016

Table of Contents

Articles

Nature Conservation Policy as Tourism Strategy Possibility of Nature-Human Symbiosis in Bhutan	TOYODA Tetsuya	1
How Akita should generate Brand Power of Akita-Inu	NAGOSHI Kenro	13
Community Leaders' Views on Community Events, Collective Works, and Perception of the Future: Case Study of Kamikoani Village, Akita	KUDO Shogo	23

Project Report

Research Project on Foreign Nurses and Care Workers “Proposal on Foreign Care Workers in Akita”	AKIBA Takeshi, HASHIMOTO Yosuke and SHIMA Chiharu	35
Research Project on Cultural Heritage Tourism The Use of Local Cultural Property as a Tourism Resource : In the Case of “Yokoteno Kamakura”	GOTO Naoki and NAKAGAWA Hideyuki	51
Report of JR-East Funded Course in 2015	NEGISHI Yo	63

List of contributors

観光戦略としての自然保全政策： ブータンにおける自然と人間の共生の可能性

豊田哲也

要旨

ブータンでは国土の51%が保護地域（国立公園あるいは野生動物保護区等）に指定されている。アジア諸国の中だけでなく、世界的に見ても極めて高いカバー率である。2008年制定のブータン憲法には森林率への言及もある。ブータンの積極的な自然保全政策の背景には、国際観光産業の振興を求めるブータンの独自の事情がある。しかし、ブータンの保護地域内には多数の村落があり、国家の観光戦略の実現のために地域住民との利益の調整が不可欠である。そのために、ブータン政府は、生活インフラの近代化によって地域住民から環境保護への協力を引き出すとともに、民泊の提供等の形で地域住民の参加させるエコツーリズムを推進している。ブータンの自然保全政策は、保護地域内に多くの住民を抱える他のアジア諸国にとっても参考となるであろう。

Nature Conservation Policy as Tourism Strategy: Possibility of Nature-Human Symbiosis in Bhutan

TOYODA Tetsuya

Abstract

51% of the territory of Bhutan is covered by protected areas such as national parks and wildlife sanctuaries. This percentage is the highest in Asia and one of the highest around the world. The Bhutanese Constitution, promulgated in 2008, makes an explicit mention to the minimum forest coverage. Bhutan's eagerness for the protection of forests comes from its need to develop international tourism industry. Yet, the protected areas in Bhutan have a large population in them and the coordination of interests between the government and local residents is unavoidable. The Bhutanese government endeavors to ensure local residents' support for the protection of the environment through the modernization of local infrastructures and promotes ecotourism in which local residents can take part by providing homestays and other services for tourists. The Bhutanese case offers a lesson for other Asian countries where many protected areas have a large number of residents.

I. はじめに

2010年10月に愛知で開催された国連生物多様性条約第10回締約国会議(CBD-COP10)は、各締約国が達成すべき目標の一つとして、陸域の少なくとも17%を2020年までに保護地域等とすることを定めた¹⁾。CBD事務局の出した中間報告によれば、17%の数値目標は世界全体としては達成される見込みであるが(CBD 2014:14)、個々の加盟国を見ると約半数の国々で目標の達成があやぶまれている(CBD 2014:131)。保護地域の設定は、営造物型の方式を取るにせよ、地域制型の方式を取るにせよ、私権の制限あるいはその行使の制限を伴うものであり(豊田 2015)、各国政府がその範囲を容易に拡大できない。CBD-COP10の定めた数値は努力目標であり、達成できない国々があったとしてもやむをえないであろう。アジア諸国の陸域保護地域率の平均は2014年の時点で12.4%であり、世界の主要地域の中で最も低い(Deguiné 2014:15)。アジア諸国の人口密度の高さを考えれば当然のことである。

ところが、その中で例外的な存在となっているのがブータンである。ブータンでは国土の51%が保護地域(国立公園あるいは野生動物保護区等)に指定されており、アジア諸国の中だけでなく、世界的に見ても極めて高いカバー率である(UN Statistics Division 2015)。また、2008年に制定されたブータンの憲法は、その5条3項で「国の自然資源の保全と生態系の悪化の防止のため、政府はブータンの全

国土の最低でも60%が常に森林で覆われることを確保しなければならない」としており、森林率についての数値目標を掲げている。筆者の知る限り、憲法で森林率の維持に言及する国は世界でもブータンだけである。ブータンの北部にはヒマラヤの山々が連なり、森林で覆われることはない高山地帯が広がっている。そうした環境において森林率60%を半永久的に維持することは容易ではないはずである。しかも、ブータンでは、材木資源のために森林を保護しているわけではない。ブータンでは国策により森林のほとんどを保護林として商業林は全体の10%以下しかないからである。

なぜ、ブータン政府は、そうした政策を取るのか。その背景にはブータンの独自の事情がある。本稿ではブータンを取り囲む特殊な国際関係を踏まえつつ、ブータンの自然保全政策を検討することとしたい。

II. ブータンの経済と外交

ブータンは面積38,000km²(日本の10分1、九州とほぼ同じ)に約70万人の人口を擁する山国である。中国のチベット自治区とインドのアッサム州に挟まれており、中国とインドのいずれかを通らなければ国外に出ることができない。

一人当たりGDPは2015年のCIA推計値で\$8,200(購買力平価ベース)であり、インドの\$6,300、バングラデシュの\$3,600、ネパールの\$2,500など、周辺諸国より高い(CIA 2015)。しかし、ブー

タン政府は予算の4分の1近くをインド政府からの補助金に依存している（CIA 2015）。また、通貨ニュルタムの交換レートがインド・ルピーと1対1に固定されている上、輸出の83.8%（2013年推計）と輸入の72.3%（2015年推計）がインドを相手方としており（CIA 2015）、貿易でもインドに全面的に依存している⁴⁾。

経済的にインドに依存していることは歴史的・地理的には当然ではない。ブータンと言えばヒマラヤの奥地のイメージがあるが、ブータンには古くはチベットとインドを結ぶ主に3つの交易路があった（平山 2005:260-262）。文化的にチベットに近いこともあり、かつては、経済的にインドではなくチベットに依存していた。しかし、いわゆるチベット動乱の中で、1959年3月にダライラマ14世がインドに亡命し、中国共産党がチベットを完全に掌握するに至ったことを受け、ブータン政府はチベット（中国）との通商関係を断絶した。そのことで、ブータン経済は大きな打撃を受けたが、ブータン政府は1961年に首都ティンプーからインドとの国境にまで至る国道一号線を突貫工事で開通させ、経済的なチベット依存から脱却した（平山 2005:130-131）。

政治的・軍事的に見ると、ブータン政府は1907年の建国から1949年までは英国に依存していた。ブータン国民の多くが民族的にチベット系であり、宗教的にもチベット仏教の一派のデュック派が多数であるにもかかわらず、初代国王ウゲン・ワンチュクが、1907年に英国の支援

の下に近代国家を建設したからである。それ以降、英国の助言の下で外交を展開する事実上の保護国となり、チベットとの国境の維持にも英国の軍事力に全面的に依存するところとなった。その英国の地位が、1949年のインド・ブータン条約でインドに引き継がれた。2007年の同条約の改訂により、形式的には助言条項が廃止されたが、その後もインドとの特殊な関係は続いている。ブータンが中国を含め安保理常任理事国のいずれとも外交関係を持っていないことは、その表れである。

国際経済での中国の存在感が高まる中で、ブータンとしては中国との関係構築の可能性を模索しているが、ブータン政府がインド政府を介さずに直接に中国政府に接触することはインド政府の好むところではない。2012年にブータンのThinley首相が胡錦濤総書記と会談するなどして中国との外交関係の樹立に向けて動いたところ（Ministry of Foreign Affairs 2012）、インド政府は翌2013年7月のブータンでの選挙の直前にブータンへの軽油の供給を止めてブータン経済を混乱させ、（無論のことインド政府は否定しているが、）同首相の再選を阻止したと言われている（Sanjay Kumar 2013; Sandeep Dikshit 2013）。

ブータンにとってインドの脅威には、経済的や軍事的に依存していること以上の生々しさがある。かつてブータンと同じくチベット系の王国がインドに併合されたことがあるからである。1975年のシッ

キム王国の併合である。シッキム王国はブータンと同じくチベット仏教の一派であるニンマ派が築いた国であり、東西でブータンとネパールに接し、南北でインドと中国に接する王国であった。ブータンと異なり、標高が低かったために19世紀末から英国が開発を進め、労働者としてネパール人を導入した。そのため1975年の時点では約20万人の人口の4分の3をネパール人が占めるに至っていた。ネパール系住民は少数民族が政治の実権を握っている状況に不満を募らせていき、1975年に国王退陣を求めるデモをきっかけにインド軍が介入して国民投票を実施し、ネパール系の圧倒的な支持を受けてインドに併合されてシッキム州となった(Gupta 1975)。

同じことがブータンでも起こりうると考えてもおかしくはない。ブータン政府は統計を公表していないが、ブータンの住民の35%程度はネパール系であると考えられている(CIA 2015)。ネパール系住民の増加とその背後にあるインドの脅威におびえたブータン政府は1980年代末からネパール系住民に対する締め付けを強め、その結果、1990年代に多くの難民が流出し、その多くがネパールに流れ込んだ。UNHCRがネパール国内に設けた難民キャンプの人口は最大時には11万人にまで膨れ上がった(ただし、ブータン政府は、難民となったネパール系ブータン人は不法移民であり、ブータン人ではないと主張している)。総人口が70万人に過ぎない小国から11万人もの難民が流出

したのである(根本 2012)。

北の中国とも、南のインドとも、西のネパールとも、ブータンは難しい問題を抱えて緊張した関係を営んでいる。決して、のんびりと平和を享受している国家ではない。

Ⅲ. 経済政策としての国際観光戦略

近年、ブータンに対する先進国からの支援は減少傾向にあり、インドへの経済的依存度が高まっている。ブータンの最大の輸出品目は水力発電によって得られた電力である。2013年のCIA推計によれば年間76億kWh発電し、その約75%にあたる56億kWhを輸出している(CIA 2015)。しかし、それは全てインドに送電されており、発電量の増加はインドへの経済依存の解消につながらない。他方で、ブータンは国民の57%が農業に従事する農業国だが(CIA 2015)、平地に乏しい国土で生産性の向上は難しく、年間6万トン弱の米をインドから輸入している。ごく大雑把に言えば、国営の水力発電所が生む電力をインドに売り、インドからコメを買うという構図である。

ブータン政府も手をこまねいているわけではなく、人材の育成によって経済のグローバル化を目指している。ブータンでは小学校から大学まで、国語(ゾンカ語)を除く全ての科目が英語で教えられている。そのため、20代以下の者はおおむね英語に堪能であり、インドのような強い訛りもなく流暢に英語でコミュニケーションを図ることができる。人材育成に

よって国力の強化を図る国としては、シンガポールやマレーシアの成功例がある。政治的に安定していることも幸いしており、ブータンは将来的には徐々に知的産業を発展させ、ヒマラヤ山中の人材立国を実現するのもかも知れない。

しかしながら、人材育成による繁栄は実現するかも分からない遠い将来のことであり、いずれにせよ短期的な経済成長を支えるものでもない。そこでブータン政府が外貨収入の獲得手段として期待するのが国際観光である（外務省 2016）。1999 年にブータン政府が発表した「Vision 2020」では 2020 年までに GDP の 25% を観光産業で生み出すことが目標に掲げられている（Royal Government of Bhutan 1999-II: 27）。

ブータンの国際観光は 1975 年に始まった。インド、バングラデシュおよびモルディヴの旅券保持者を除き、外国人の自由旅行は許されておらず、一日当たり 250 ドルの基本料金を払ってガイド付きで観光地を回ることしかできない。それでも、2014 年にブータンを訪れた 57,934 人の外国人観光客（インド、バングラデシュおよびモルディヴからの観光客を除く）は、同国政府に 7320 万米ドルの収入をもたらした（TCB 2015: 6 and iv）。ブータンの観光政策は、エコツーリズムや文化ツーリズムに焦点を当て、「少数高付加価値の観光」を目指しているのである（Royal Government of Bhutan 1999-I: 36）。まだブータンの GDP の 4% にも満たない金額であり、「2020 年までに GDP の 25%」という目標の達成はもはや困難とも思わ

れるが、2014 年には国際観光収入が前年比で 15.3% 伸びており、もしそのペースで伸び続けることがあるとするならば、2020 年には GDP の 1 割近くが国際観光によって生み出され、近隣 3 개국（インド、バングラデシュおよびモルディヴ）の観光客からの収入と合わせて（ブータンの統計上、この 3 国の観光客からの収入は国際観光収入に含まれない）、GDP の 1 割を超すこともありうるであろう。

観光目的地としてのブータンの魅力は寺院と自然である。ブータン政府観光局の公式ウェブサイト日本語版は、ブータンの魅力を次のように表現している。

世界の旅行者から、「最後の秘境」、「シャングリラ」と評されるブータンは、ヒマラヤ山脈の東端にある仏教王国です。国土のほとんどを覆う山岳地帯には、手つかずの大自然が残されており、ブータンを訪れる人々を楽しませてくれます。また、近隣の仏教文化圏が近年のグローバル化の中でその文化的特徴を失いつつあるのに比べ、ブータンには今もなお中世の雰囲気を感じさせるオリジナルな仏教文化を色濃く残しています。²⁾

もともと僧侶によって築かれた国家であるだけに寺院の数は多く、いずれも壮観である。しかしながら、自然については、ネパールがエベレストを擁しているのに比べてブータンの山々の知名度は低く、しかも信仰上の理由で外国人に登山

を許していない。そのため、ブータンが引き続き高価格をいとわない観光客を国外から引き寄せ続けるためには、森の国ブータンとしてのブランドイメージ作りが大切となる。つまり、ブータンの観光政策には、自らを桃源郷のごとく描き出すイメージ戦略が不可欠なのである。

そうであれば、他の国にとっては国際的な義務として捉えられがちな自然保全が、ブータンにとっては自らの利益のために自発的に実践されるものとなることは当然の勢いであろう。だからこそ森林保全が憲法にまで書き込まれるものとなるのである³⁾。

IV. 自然保全政策の課題

以上に述べたようにブータン政府としては戦略的な思考をもって、自然環境の保全に努め、とりわけ国立公園や野生動物保護区においては相当な人員を充てて自然環境と野生動物の保護に努めている。また、多くの国々と異なり、ブータンでは林業を担当する部署（日本では林野庁）と国立公園管理を担当する部署（日本では環境省）が、林業・公園業務庁（Department of Forestry and Park Services）という一つの省の中に納まっている。その出先機関である国立公園管理事務所は、公園管理の任務と営林署の任務の両方を兼ね備えているので、現場においても、林業担当部署が自然保全に反対して自然保全担当部署と争うということが生じにくくなっている。

他方で、ブータンにおける自然の保全

を難しくしているのは保護地域内に多数の居住者がいることである。同国最大の国立公園であるジグメドルジ国立公園内には1000戸近くの世帯があり、5,000人以上の住民が生活している（Thinley et al. 2015: 11）。ブータン全体としては自然保全に利益を見いだしつつも、その利益が自然保全の最前線に立つ自然保護区域内の住民に共有されるとは限らない。ブータンの自然を見るために国外から観光客が訪れたとしても、現状では、観光客が宿泊するのは空港のあるパロや首都の置かれたティンプーのホテル、あるいはせいぜいワンディフォダンやトンサなど拠点都市に置かれたホテルである。観光収入は都市部に立地するホテルの経営者と、観光客と契約してガイドを提供するティンプーを拠点とする観光会社と、1日あたり250ドルの負担金を徴収する中央政府の手に落ちるのであり、自然保全の最前線に立つ地元住民や地方政府の収入にはならない。ブータン全体としては自然保全に利益を見いだしつつも、その利益が自然保全の最前線に立つ自然保護区域内の住民には必ずしも共有されないのである。

これがたとえばネパールであれば、登山が盛んなのでシェルパ業務が地域住民の大きな収入源となる。東南アジア最高峰たるキナバル山を擁するキナバル国立公園（マレーシア）の場合にも、ポーター収入の存在が地元住民を自然保全に協力的にさせている。しかし、ブータンの場合には外国人の登山を禁じているので、

ポーター業務を通じた観光収入の地域への均霑がない。

筆者を含む調査チームは、2016年1月にブータンを訪れ、政府関係者に対するインタビューを行った⁵⁾。その際に印象深かった点の一つが、自然保全によってもたらされる国際観光振興のもたらす利益を地元住民にも裨益させなければならないという明確な認識がブータン政府内に幅広く共有されていることであった。

たとえば、県域が全てジグメドルジ国立公園内に位置するガサ県（人口約3,300人）の知事にインタビューをした際、知事が特に強調したのが、保全と開発の統合的プロジェクト（ICDP: integrated conservation and development projects）の重要性であった。ICDPは環境への影響を最小限に抑えながら住民の生活を向上させる取り組みであり、ジグメドルジ国立公園では、ICDPとして以下の取り組みを行ってきている（Thinley et al. 2015: 17, 19）。

- 山岳地域の100戸を超す世帯への太陽光発電を利用した照明設備の配布。
- 50戸の世帯へのトタン屋根の提供（薪の需要を抑えるためである）。
- 熊と猪を追い払うための音響フェンスの実験的導入（大きな効果のあることが確認された）。
- プナカ県の4つの村のそれぞれに、サワフタギ（*symplocos theaeifolica*）の木から油を取る装置を導入。
- 木材及び薬草の資源管理のための10の自治組織の結成を支援（これらの設

立後に違法な伐採の件数が劇的に減少した）。

- ティンプー県ソエ村での住民主体の雪豹の保護プログラムの導入（同村への観光客誘致を意図しての支援である）。

- ブータン初のモデル公園道路（環境に優しい道路）の建設。

狩猟や燃料材採集に規制をかける一方で、道路の建設や住宅の近代化で住民の生活の向上を図っているのである。

さらに、近年は、民泊を伴うトレッキングコースの整備が進められている。地域住民の一般住宅に宿泊しながら（一部はテント泊）、1週間程度をかけて山道を踏破するものである。1泊800ニュルタム（約1400円）程度の宿泊費のほとんどが住民の懐に落ち、宿泊費の10%とキャンプサイトと石焼き風呂の使用料が村の地域開発基金の収入になる（Pankey Dukpa 2016）。地域住民や地域共同体に直接に利益を落とすものとして注目されている。政府関係者からは、国内での失業率の上昇もあり、自然ツーリズムの高度化により、保護地域制度が雇用を生み出すものにならないとの声が聞かれた（Dechen 2016）。世界的に国際援助が減少する中で、ブータンへの国際援助も減少傾向にあり、国際援助に頼らずに、国際観光の利益を直接に住民の利益に結び付ける仕組みづくりが重要となっていくであろう。

そうした施策を取るに際しては、結果的に良い政策を取るということだけではなく、住民との意思疎通を通じて政策を

形成していくプロセスも大切であろう。ブータンでは、自然保全政策の策定に限らず、地域内での密度の高いコミュニケーションが取られている。ガサ県の場合、公式な形では村（gewog）のレベルでは、村内の5つ程度の集落（chiwog）を代表するメンバーが集まる村会（gewog sogdu）が少なくとも年に2回開催、県（dzonkhag）のレベルでも4つの村の代表各2名が集まる県会（dzonkhag sogdu）も開催されている。その他さまざまな形で非公式な会合が開かれている（Dhradhul 2016）。それが、1998年からの民主化の推進と相俟って、自然保全政策への住民の同意の調達に結びついているとの地域住民の声も聞かれた⁶⁾。政府が地域住民の声を丁寧に吸い上げ、地域住民の利益に配慮した形で自然保全政策を進める、あるいは、少なくとも配慮の努力を示しながら進めることが、現在のブータンにおける高度な自然保全政策を可能としているのである。

V. おわりに

ブータンの例では、自然の保全が観光戦略の一環として国家の利益と一致しており、自然と人間との共生が図られる理想的な状況が現出しているように見える。しかしながら、そうした状況においてさえも、その利益が地域住民のレベルでまで共有されなければ自然の保全は実現しない。

ブータンはまだ経済発展の途上にあり、経済の高度化とともに急速に自然破壊が

進行する恐れもある。しかし、もし、国家の利益と地域住民の利益を合致させるブータンの自然保全政策が成功を取めることがあれば、その意義は大きい。観光産業は世界的に今後も成長を続けていく産業であり、ブータンのみならず全世界において、自然保全が地域住民の自発的な協力によって持続的なものとなっていくことが期待されるからである。

注

- 1) 決議 X/2「2020年までの生物多様性戦略計画」の第11ターゲット。環境省『平成24年版図で見る環境・循環型社会・生物多様性白書』関連ページ (<https://www.env.go.jp/policy/hakusyo/zu/h24/html/hj12010404.html>) を参照。英語原文は生物多様性条約事務局ウェブサイト関連ページ (<https://www.cbd.int/decision/cop/?id=12268>) を参照。
- 2) http://www.travel-to-bhutan.jp/where_to_go
- 3) ブータン政府内でも、最初からそうした認識があったわけではなく、1970年代に木材の輸出による外貨の獲得が真剣に検討された。その際には、前国王の従兄であり、最高裁長官、ジュネーブ大使、国家環境委員会担当副大臣などを歴任した Paljor J. Dorji（現国家環境委員会特別顧問、愛称は Dasho Benji）が「One day, your Majesty, the world will pay us not to cut our trees」と主張し、木材を売るのではなく、森林を観光資源として観光客を引き寄せる政策の方向性が確立したのだという（Vernon 2015: 28）。現在、ブータンでの木材の供給は主にインドからの輸入に依存してしている。
- 4) 輸出品目の中で注目すべきは、漢方薬に使われる冬虫夏草である。ブータンの輸出相手国（2013年推計）の約11%が香港となっ

ており (CIA 2015)、香港で消費されるかあるいは香港経由で中国に輸出されている冬虫夏草が大半を示していると思われる。冬虫夏草の採取は2004年に合法化され、中国人向けの輸出が始まった。輸出統計に香港の占める割合の大きさから、冬虫夏草のブータン経済、さらにはブータンの外交に与えた影響の大きさがうかがわれる。

- 5) 2016年1月7日から10日にかけて、首都ティンプーの政府関係機関とジグメドルジ国立公園を訪れ、林業・公園業務庁 Chencho Norbu 公園局長、同庁 Pema Wangda 流域管理課長、同庁 Sonam Wangchuk 野生保全課長、Dorji Dhradhul ガサ知事、Lhendup Tharchen ジグメドルジ国立公園管理所長、Pankey Dukpa ジグメシンゲワンチュク (JSW) 国立公園管理所長、ジグメドルジ国立公園内のヤンパ村職員、Phub Dorji ブータン王立大学資源学部学部長、Dasho Benji (Paljor J. Dorji) 国家環境委員会特別顧問、Dechen Dorji 世界自然保護基金 (WWF) ブータン代表に対するインタビューを行った。
- 6) ただし、今回の調査で訪れたジグメドルジ国立公園の位置するブータン北西部はゾンカ語を日常語とするチベット系の民族が多数派を占めており、多民族国家ブータンの中では例外的に民族的均質性の高い地域である。首都ティンプーに比較的に近いこともあり、政府との意思疎通も良好であろうと想像される。また、ジグメシンゲワンチュク国立公園については管理所長を公園外でインタビューしたが、ジグメシンゲワンチュク国立公園の位置する中西部も比較的に民族間の衝突の少ない地域である。地域住民の多数をローツァンバ語を話すネパール系が占めるカンチェンジュンガ保護区では、自然保全の決定手続きへの住民参加の不足が課題となっているとの指摘もあ

る (Krishna Prasad Oli et al. 2013)。

【引用文献】

- CBD (Secretariat of the Convention on Biological Diversity), 2014, 『地球規模生物多様性概況第4版』, <https://www.cbd.int/gbo/gbo4/publication/gbo4-jp-hr.pdf> (last accessed on May 20, 2016).
- CIA (Central Intelligence Agency), 2015, <https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/geos/bg.html> (last accessed on May 20, 2016).
- Dechen, 2016, 元国王補佐官で現在は WWF のブータン代表を務めている Dechen Dorji 氏に対する 2016年1月7日の筆者らインタビュー。
- Deguinet, Marine, 2014, *2014 United Nations List of Protected Areas*, UNEP World Conservation Monitoring Centre, 2014, available at http://wdpa.s3.amazonaws.com/WPC2014/2014_UN_LIST_REPORT_EN.pdf (last accessed on May 20, 2016).
- Dhradhul, 2016, 2016年1月8日のDorji Dhradhul ガサ知事へのインタビュー。
- Gupta, Ranjan, 1975, "Sikkim: The Merger with India," *Asian Survey*, Vol. 15, No. 9, pp. 786-798.
- Krishna Prasad Oli et al., 2013, "Are governance and management effective within protected areas of the Kanchenjunga landscape (Bhutan, India and Nepal)?," *Parks: The International Journal of Protected Areas and Conservation*, Vol. 19(1), 25-36, available at <http://parksjournal.com/wp-content/uploads/2014/04/PARKS%2019.1%20low%20resolution%2010.2305:IUCN.CH.2013.PARKS-19-1.en.pdf#page=25> (last accessed on May 20, 2016).

- Ministry of Foreign Affairs (of the People's Republic of China), 2012, "Wen Jiabao Meets with His Bhutanese Counterpart Jigmi Y. Thinley," June 22, 2012, available at <http://www.fmccprc.gov.hk/eng/zgwjsw/t945186.htm> (last accessed on May 20, 2016).
- Pankey Dukpa 2016, Pankey Dukpa ジグメシン ゲワンチュク (JSW) 国立公園管理所長 に対する 2016 年 1 月 10 日の 筆者ら インタビュー .
- Rinzin, Chhewang, Walter J. V. Vermeulen, Martin J. Wassen and Pieter Glasbergen, 2009, "Nature Conservation and Human Well-Being in Bhutan: An Assessment of Local Community Perceptions," *The Journal of Environment Development*, Vol. 18, pp. 77-202. DOI: 10.1177/1070496509334294 (last accessed on May 20, 2016).
- Royal Government of Bhutan 1999-I, *Bhutan 2020: A Vision for Peace, Prosperity and Happiness*, Part I, available at <http://unpan1.un.org/intradoc/groups/public/documents/apcity/unpan005249.pdf> (last accessed on May 20, 2016).
- Royal Government of Bhutan 1999-II, *Bhutan 2020: A Vision for Peace, Prosperity and Happiness*, Part II, available at <http://unpan1.un.org/intradoc/groups/public/documents/apcity/unpan005250.pdf> (last accessed on May 20, 2016).
- Sandeep Dikshit, 2013, "India to restore gas, kerosene subsidy for Bhutan," *The Hindu*, July 31, 2013, available at <http://www.thehindu.com/news/national/india-to-restore-gas-kerosene-subsidy-for-bhutan/article4971186.ece> (last accessed on May 20, 2016).
- Sanjay Kumar, 2013, "Bhutan Election Results: A Marker of Gross National Unhappiness? Some suspect India played a role in the recent electoral win by Bhutan's Opposition party," *The Diplomat*, July 18, 2013, available at <http://thediplomat.com/2013/07/bhutan-election-results-a-marker-of-gross-national-unhappiness> (last accessed on May 20, 2016).
- TCB (Tourism Council of Bhutan), 2015, *Bhutan Tourism Monitor - Annual Report 2014*, available at [http://tcb.img.ebizity.bt/attachments/tcb_081415_btm-2015---booklet-\(web\).pdf](http://tcb.img.ebizity.bt/attachments/tcb_081415_btm-2015---booklet-(web).pdf) (last accessed on May 20, 2016).
- Thinley, P., Tharchen, L. and Dorji, R., 2015, *Conservation Management Plan of Jigme Dorji National Park for the Period January 2015 - December 2019*, Department of Forests and Park Services, Thimphu, 2015.
- UN Statistics Division, 2015, "Millennium Development Goals Indicators - Terrestrial and marine areas protected to total territorial area, percentage," available at <http://mdgs.un.org/unsd/mdg/SeriesDetail.aspx?srid=616> (last accessed on May 20, 2016).
- Vernon, Jessica, 2015, "The evolution of Bhutan's environmental policy," *Tashi Delek - On the Wings of the Dragon*, Vol. 15, Issue 6 (November-December 2015), pp. 28-34.
- 外務省, 2016, 「ブータン王国 (Kingdom of Bhutan) 基礎データ」, <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/bhutan/data.html#section1> (last accessed on May 20, 2016).
- 豊田哲也, 2015, 「アジアの自然保護地域制度の営造物型から地域制型への発展」『アジア地域研究連携機構紀要』1:87-96, <http://ci.nii.ac.jp/naid/11000992/826/>.

根本かおる、2012、『ブータン：「幸福な国」
の不都合な真実』河出書房新社。
平山修一、2005、『現代ブータンを知るための
60章』明石書店。

秋田犬ブランドの活用策

名 越 健 郎

要旨

筆者はアジア地域研究連携機構研究紀要の第1号に「秋田犬の国際化戦略」と題して秋田犬が世界的に人気を集めていることを紹介したが、その後秋田犬は「高貴な犬」として各国で人気はさらに高まっている。海外の人気は国内にブーメラン効果で還流する動きもあり、秋田県大館市は福原市長の下、秋田犬利用プロジェクト「ハチ公の駅」を設置し、観光の目玉にする構想を進めている。国際教養大でも4月、秋田犬ブランドの活用法をめぐる読売新聞主催のシンポジウムが行われた。秋田犬は秋田が独占可能な唯一のブランドでもあり、官民一体で秋田犬人気の相乗効果を狙うべきだ。

キーワード：秋田犬 ブランド ハチ公 フォーラム 秋田犬保存会

How Akita should generate brand power of Akita-Inu

NAGOSHI Kenro

Abstract

This is the second part of my paper, “The Internationalization Strategy of Akita-Inu”, published in the first issue of this Journal. With the expanding popularity of Akita-Inu, a national natural treasure of Japan, among pet lovers in the world, so-called boomerang effect could be seen both from within and outside of Akita. The city government of Odate, birthplace of famous “Hachi”, under the new leadership of mayor, Mr. Fukuhara, plotted out a program constructing an Akita-Inu museum including a “Hachi-ko station” in imitation of Pre-War Shibuya station where “Hachi” waited for its past owner. If constructed, it may become an attractive tourist spot in Akita. Also a forum “Beloved Akita Dogs”, sponsored by Yomiuri Akita bureau, was held at AIU in April, which were attended by experts and those familiar with Hachi and Akita dogs. The forum succeeded in digging deep into the charms of the dogs and stressed importance of collective efforts by governments and private sectors to promote the brand of Akita-Inu to the world.

Keywords: Akita Inu, Brand, Hachi, Forum , Hozon-kai (Preservation Society)

I. はじめに

2015年はハチ公没後80周年に当たり、東京・本郷の東大農学部キャンパスに、飼い主の上野英三郎博士とハチ公の銅像が設置されるなど、各地で記念行事が行われた。秋田犬の人気は世界的に高まっており、頭数が減少する日本とは裏腹に各国で秋田犬の存在感が増している。秋田犬の「聖地」である秋田県大館市は、秋田犬を生かした振興策を計画しており、JR大館駅前に「ハチ公の駅」を整備する計画だ。毎年5月に行われる秋田犬保存会(秋保)の本部展(品評会)には15年、11カ国の秋田犬ファンが参集した。今後、秋田犬を世界に売り込み、観光誘致の起爆剤とするには、県庁と大館市役所、保存会を軸に、県を挙げての協力体制が必要になる。やや手垢のついたハチ公に代わる新しい物語の構築も重要だろう。

II. 世界で秋田犬ブーム

秋田犬が国際的に認知され、人気が高まった原動力は、2009年に公開されたりチャード・ギア主演のハリウッド映画「ハチ-約束の犬」(“Hachi: A Dog’s tale”)のヒットがあった。松竹映画のリメイクながら、元の日本映画より抑制が効き、感動的に仕上がったこの映画は、世界の愛犬家の涙を誘った。特に、犬に忠誠心や従順さなど哲学を求める傾向のある欧州の愛犬家に秋田犬を強くアピールしたといわれる。映画を受けて、イタリア、ロシア、中国、ウクライナで新たに、秋田犬保存会(通称「秋保」、本部・大館市)の海外

支部が設置された。

イタリアのトリノに設置された欧州支部は、欧州各地で毎年、秋田犬らしさを競う品評会を開催しており、15年はポーランドで開かれた。「イタリアの秋田犬はいまや日本よりも多いかもしれない」と秋保幹部は推測する。イタリアに秋田犬を広めた功労者は、神奈川県厚木市で犬舎を営む白井孝児氏だ。保存会の有力会員である白井氏は30年前からイタリアなど欧州に秋田犬を輸出している。「秋田犬を世界の犬種として海外に発展せしむる」とする保存会の設立目的に沿った活動だ。白井氏の犬舎を毎年数回訪れるというイタリアの公務員で秋田犬ブリーダーのビンチェンツォ・クロッタ氏は、「なんて静かな犬なのだろうと興味を持った。欧州の犬とは姿形も違い、神秘的な印象だった」と魅力を語った。ⁱ 宮城県大崎市で「宮城コザキ犬舎」を営む秋保会員のブリーダー、小崎恵一郎氏は犬舎のHPで、「欧州では、イタリア、スペイン、ドイツ、フランスの順で多くの秋田犬ファンがいる」とし、「私の犬舎にも、1週間に一人は必ず外国の方から片言の日本語で電話がかかってくる」と書いている。ⁱⁱ

ロシアの秋田犬の数も、既に日本より多いかもしれない。ロシアでは2012年に佐竹敬久知事がプーチン大統領に秋田犬「ゆめ」を贈り、大統領がシベリア猫をお返しに贈ったペット外交が大きく報道されて話題になり、秋田犬は「大統領の犬」と呼ばれている。ペット評論家のオリガ・ポリシュク氏は愛犬家のサイトで、

「プーチン大統領は大の犬好きとして知られ、国民は皆が彼の愛犬を知っている。三番目の愛犬が秋田県から贈られた秋田犬だ。一一年の大津波被害へのロシアの支援に対する感謝の印としてこの地域から贈呈された。秋田犬がどのような犬かを知るにはハチ公の映画を見ればいい。狩猟犬、番犬として最高品種がこの犬に具現化されており、日本の皇帝の宮殿犬でもあった」と書いた。ⁱⁱⁱ「宮殿犬」だったかどうかはともかく、ロシアでは「大統領の犬」として、政府高官の間で秋田犬を飼育する人が増えている。極東のリーダーでは、コジェミャコ・サハリン州知事、ミクルシェフスキー沿海地方知事らが秋田犬を飼っている。

ロシアでは、保存会ロシア支部をはじめ、「アキタ・ロシア・クラブ」「イズミガイ」「アキタイヌ・フォーラム」「アキタ・マタギケン・クラブ」といった秋田犬のファンクラブが次々に誕生し、一部はブリーダー機能も務めている。寒さに強く、忠誠心が売りで、主人を守ろうとする秋田犬は、治安のよくないロシアで、人気犬種として受け入れられたといえる。

秋田犬はロシアだけでなく旧ソ連で人気だ。ウクライナには14年、保存会ウクライナ支部が東部のドニエプロペトロフスクに誕生した。ウクライナの秋田犬ファンはそれまで、ロシア支部に属していたが、14年のウクライナ危機に伴う両国関係悪化がウクライナ支部創設につながった模様だ。バルト三国や中央アジアでも浸透しつつあることがネット上で確認で

きる。17年のキルギス大統領選に出馬を目指す野党・共和党のババエフ党首（元首相）は雄雌二頭の秋田犬を飼っており、当選すれば、プーチン大統領に次いで秋田犬を飼う二人目の国家元首になる。^{iv}

ペット超大国である米国では、秋保ロサンゼルス支部が1970年に発足し、会員は約100人。秋保の12ある海外支部のうち最も古い。同支部と連携して活動する団体「ジャパニーズ・アキタ・クラブ・オブ・アメリカ」（JACA）もあり、共同で毎年支部展を開催する。会員は日系をはじめ、白人、ヒスパニック、中国系、韓国系、東南アジア系などカラフルだ。^v

米国の秋田犬は、戦後日本に駐留した米兵が秋田犬とシェパードを交配させた犬を持ち帰って繁殖させ、「アメリカン・アキタ」と呼ばれる新犬種をつくった。秋保のロサンゼルス支部は、「ジャパニーズ・アキタ」と「アメリカン・アキタ」と区別し、純粋秋田犬の血統維持や認知度向上に努めている。同支部は愛犬を同伴したバーベキューやピクニックをカリフォルニア各地や他の州でも精力的に行っている。

中国では、この十年の経済成長に伴い、中産階層以上で本格的なペットブームが起きており、秋田犬も静かなブームを呼んでいる。秋保の海外12支部のうち、5支部は中国と台湾にあり、複数の設立申請がある。しかし、秋保本部の理事会は今年3月、中国から出された二つの支部の新規申請を保留した。中国で偽造血統書や雑種を秋田犬と称して売っている例

もあるなど、問題も散見されるという。秋保の血統書があると、高値で売買可能となる。中国各地に秋田犬のブリーダーが増えており、中国が秋田犬の大市場になりつつあるが、放置すれば、偽秋田犬の繁殖など、大変な事態になりかねない。^{vi}

秋田犬はブラジルなど中南米でも人気で、保存会によれば、アルゼンチンにも秋保支部の設立の動きが出ている。中東からも引き合いがあり、秋保会員で群馬県高崎市のブリーダー、山口修氏は、「16年1月にエジプトに初めて秋田犬の子犬を送りだした。イスラム圏でも富裕層を中心に人気が高まってきた。インドネシアやクウェートでも飼われている。秋田犬の魅力は、海外の人たちの方がよく分かっているようだ」と指摘した。^{vii} 山口氏はこれまで、ロシアにも子犬30頭を輸出しているが、わが国で秋田犬の輸出に当たっているのは、主として神奈川県や静岡県、宮城県、岡山県などのブリーダーで、秋田県には輸出能力を持つブリーダーはいなかった。

秋保関係者によれば、秋田県のブリーダーはこれまで、国内の繁殖を重視し、複雑な手続きを要する輸出は避けていたという。この点でも、秋田は母屋を他県に奪われつつあるが、海外で秋田犬人気が高まる中、大館市のベンチャー企業レガールが16年から秋田犬の輸出事業に乗り出すと伝えられた。秋保本部で半年間公報を担当していた庄司有希社長（25）は「本場の秋田犬が欲しい人は海外に相当数いる。秋田犬の本質を伝えるため、

大館と欧州のパイプ役になり、秋田犬発祥の地としての発信力を強めたい」としている。同社には、イスラエルのケンネルクラブで犬の血統証明を担当したこともあるイスラエル女性も社員として加わるという。^{viii}

秋田を訪れても、公的施設で純粋の秋田犬に触れあえる場所は、大館市の秋保本部以外ほとんどなく、秋田を訪れたペットファンが一様に残念がる点だ。リチャード・ギアのハリウッド映画や佐竹知事のペット外交で、秋田犬人気世界的に高まる中で、県は秋田犬の聖地というブランドを生かせていない。国際的な知名度向上や内外の観光客誘致で、世界に誇るべき国天然記念物の秋田犬を利用しない手はない。秋保と行政、それに民間が結束して秋田犬ブランドの利用策に着手すべきだろう。

Ⅲ. 「ハチ公フォーラム」の成功

4月9日に国際教養大で開催されたシンポジウム「秋田犬フォーラム—ハチ公を探して」（読売新聞秋田支局主催）は、こうした問題意識の下で、秋田犬ブランドを国際的に発信するにはどうすればいいかをめぐり活発な議論が展開された。^{ix} 動物に詳しい同支局の宮沢輝夫記者が一年以上にわたって同紙に長期連載した秋田犬特集を集大成したシンポジウムとなり、行政関係者を含む二百人以上が参加した。愛玩動物である犬は見世物ではないという主張もあるが、地盤沈下が加加速度的に進む秋田はもはや悠長なことを

言っている段階ではないとの危機意識が垣間見えた。

フォーラムでは、佐竹知事が冒頭講演し、トップセールスで訪れたタイや台湾で閣僚らと交流した際、「アキタケン」という「秋田県」より「秋田犬」の方が有名だったエピソードを紹介し、プーチン大統領とのペット外交の秘話を披露。犬猫の殺処分ゼロを目標に掲げる県が、動物愛護センターを中央公園に設置する構想を強調した。同構想では、「人にも動物にもやさしい秋田県」をアピールするため、19年度をめどに8億4000万円を投入し、市民が猫と触れ合えるキャットタワーや、犬猫の譲渡会場といった設備を建設することを計画している。^x「動物愛護県」という新機軸は、猫好きとして知られる知事らしいプロジェクトだ。動物愛護と秋田犬を連携させる工夫も望まれるところだ。

秋田出身の明石康元国連事務次長もフォーラムで、「ハチ公、秋田犬、そして故郷秋田」と題して講演し、国連勤務時代にニューヨーク郊外で秋田犬を飼ったこと、アメリカ人に秋田犬が非常に好まれていることを指摘し、「威厳に満ちた堂々たる風格で歩く秋田犬のたたずまいは、東北的な美学とも、その美学の結晶であるとも言える」と述べた。また、秋田の将来について、「秋田の可能性を発掘し、プレゼンテーションやパッケージの方法を工夫すれば、もっと活力を生み出し、底力を発揮できる。秋田の持つ魅力のうち、重要な要素として秋田犬を忘れ

るべきでない」と強調した。

アートを軸に古里再生を目指すNPO法人、ゼロダテ理事長の中村政人・東京芸術大学教授は、NPOの広報戦略室長の肩書きを持つ秋田犬「のの」を連れて登壇し、「秋田犬は地域のタカラであり、秋田県では数少ない国際的競争力を持つ地域因子」としながら、空前のペットブームでペット産業が隆盛しているのに、県は関与できていないと批判。県庁に「秋田犬課」を作るべきだと提言した。ゆるキャラで全国的知名度を誇る熊本県のクマモンは、熊本県庁広報課の職員八人がクマモン担当スタッフとして勤務している。行政の全面的なバックアップがなければ、秋田犬を利用して県を世界に売り込むことは困難だろう。

「秋田犬ブランドを生かそう」と題したシンポジウムでは、登壇者がそれぞれ秋田犬活用策に言及した。福原淳嗣大館市長は、「昨年五月の秋保本部展に世界11カ国の人たちが足を運んだ。20年前には考えられないことだった。こうした変化を目の当たりにし、秋田犬を生かした振興策を考えなければと強く思った。大館が秋田県の内陸の玄関口として、秋田犬を軸にした物語を県全体のためにしつらえていく」と述べた。市長はまた、「戦前、ハチ公が亡くなる一年ほど前、天皇皇后両陛下がどうしてもハチ公を見たいと希望したが、宮内庁が難色を示し、銅像にしてお見せしようということになり、伏臥像が作られた。そのオリジナルが大館市長室にある」とのエピソードも披露した。

秋田犬保存会の富樫安民副会長は、「1927年に発足した秋田犬保存会は来年で結成90周年となるが、最盛期に1万4000人いた会員は2750人まで減った。海外の会員がうち400人。70年代の秋田犬ブームの時代にあぐらをかいた面がある。犬にも犬籍があるが、犬籍登録数も減っている。国際交流も大事で、各国の支部で審査会が開かれるが、犬籍登録のある犬が30頭以上参加しないと本部から審査員は派遣しないことにしている。海外でも天然記念物である秋田犬の価値観と標準は守ってほしい」と語った。県庁の専門家によれば、小型洋犬ブームで大型犬の秋田犬は敬遠され、70年代に国内に25万匹いた秋田犬は、現在では推定2万匹程度まで減っているとみられる。

濱本良一国際教養大教授は「中国では秋田犬は高級な犬として知られ、富裕層の間に人気で、著名な政治家も飼っているが、偽造血統書の問題が既に生じている。秋田犬ブームが世界に広がる中で、日本発のルールを順守させる必要がある。世界の秋田犬の現状や実態を調査すべきで、それには秋保だけでなく行政が加わるのは当然のことだ。戦略と情報発信も含め、民間を含めたオール秋田で取り組む必要がある。秋田でグローバルに発信できるツールは秋田犬しかない。県と市が全面的にバックアップして情報発信すべきだ」と語った。

大館出身の中村圭・JR渋谷駅長は、「渋谷駅のハチ公像は日本一有名な待ち合わせ場所だ。正式には渋谷駅北口だが、ハ

チ公口に呼称が変わった。外国人観光客はハチ公像とスクランブル交差点を目当てに渋谷に殺到しており、ハチ公のインパクトはすごいと思った。ただ、東京以外を訪れる外国人の90%以上は富士山を見て京都、大阪方面に行く。東北に来る人は1%もいない。ただ、『東北に行こう』といっても効果はなく、秋田犬などを前面に出して売り込む必要がある」と述べた。

筆者もパネリストとして登壇し、秋田犬を伝説の犬としてその希少価値を売りにすべきこと、秋田に来ても秋田犬に会える場所がないこと、大館を聖地として売り込むこと、ハチ公のストーリーはやや手垢がついており、新たな物語が必要であることを主張した。シンポジウムを通じて、秋田活性化の起爆剤として秋田犬ブランドの使用が有効であるとの認識が共有されたと言える。このフォーラムを反映した動きとして、①秋田の内陸線の駅で秋田犬を社員か駅長にする計画が浮上し、県が予算化を目指している②大館市は地域協力隊に秋田犬を飼育してもらい繁殖させることを計画している③秋田市の大森山動物園が園内に秋田犬コーナーを設置することを検討している－ことを挙げておこう。

Ⅳ 大館市の意欲的取り組み

秋田犬の聖地である大館市は、地域おこしの目玉として秋田犬の利用を積極的に検討し始めた。これは、15年の市長選で若い福原氏が当選し、市政に新風を巻き起こしたことが大きい。それまでの大

館市政は企業誘致を最重視していたが、「歴史と文化に強い関心がある」とする大館出身の福原市長は、国際教養大でのフォーラムで、「忠犬ハチ公を基軸とする秋田犬の物語を具現するプロジェクトを進めたい」とし、ハチ公が上野博士を毎日迎えに行った戦前の渋谷駅を再現する「ハチ公駅」を大館駅前に建設する構想を明らかにした。

県と市が「秋田県市町村未来づくり協働プログラム」の大館市プロジェクトとして16年3月に作成した「ハチ公と歴史に触れる交流人口拡大プロジェクト案」は、大館はこれまで情報発信や観光客受け入れ態勢が十分でなく、「現状は通過型観光が主流」とし、「知名度が高く、集客力のある秋田犬と新たな観光資源であるレールバイクの活用により、旅行の目的地として選ばれる観光地域づくりを進める」ことを目標に掲げている。^{xi}

具体的には、大館市南側の市が所有する旧小坂鉄道駅舎跡地に、戦前の渋谷駅を再現したハチ公ミュージアムを建設し、ドッグランや秋田犬とのふれあい広場、多目的広場、駐車場を建設する。もう一つの目玉である小坂鉄道の線路を使ったレールバイクのプラットフォームも設置し、一体的に整備を行うという。また、JR大館駅と共同で実施している駅前賑わい創出イベントの規模を拡充し、市内の朝市と協力して駅周辺に物産館のようなものを建設する。

秋田犬の対外発信については、①首都圏在住の市出身者のネットワークを利用

し、東京・銀座での秋田犬の練り歩きや「渋谷区くみの広場」への出展②秋田犬を飼育したいが、住宅事情で飼育できない人たちを対象に、秋田犬オーナー制度を創設する。オーナーには、ライブカメラで犬の映像を提供し、犬と触れ合いができる特典を設ける③秋田犬保存会と連携し、県内外の様々なイベントで秋田犬の展示・ふれあい体験を行い、秋田犬のまち・大館をPRする④地元アイドルやキャラクターを活用したパブリシティを図る一としている。この未来プロジェクトの総予算は約6億円で、「ハチ公駅」は東京五輪前の2019年の完成を目指すという。16年中に計画をさらに詰め、市議会の承認を得る方針だ。

筆者は2012年に大館市役所を訪れ、市の幹部に秋田犬を活用した大館振興や国際化策についていくつか提案したことがあったが、企業誘致が最優先として無視された。当時と比べて隔世の感があるが、これは、福原市長の役割以外に、世界的な秋田犬人気の拡大がブーメラン効果となって大館を直撃したとみることもできる。

福原市長はこのプロジェクトについて、「ハチ公は大館駅から旅立って渋谷駅に降り立った。当時の渋谷駅をもう一度大館に復活させることは非常に大きな意義がある。この構想は県と話し合って作ったプランで、県と市と保存会は同じベクトルをみている」と述べ、県の支援を得られていることを強調。「秋田犬は遺伝子的にオオカミに近い。ある意味では縄文犬だ。大館では1100年前の十和田の大噴火

で積もった平安期の木造家屋の屋根が片貝家ノ下遺跡で見つかった。秋田は自然と経済の共生の形がずっと悠久の大地から受け継がれてきた」と述べ、「秋田犬を基軸に秋田の縄文文化を発信できるコンテンツを作っていくことが必要」と訴えた。^{xii} 市長の言うように、秋田犬と縄文遺跡を共生させれば、相乗効果が期待できる。

戦前の渋谷駅再現、愛犬家が犬を放置できるドッグラン、秋田犬と直接触れ合える広場など興味深い構想であり、観光の目玉となるのは間違いない。ただ、内外のペットファンの羨望的にするには、もう一つの要素が必要と思われる。それは、秋田犬保存会の入った大館市の秋田犬会館を「ハチ公駅」周辺に移転させ、保存会と一体化させることだ。1977年に建設された秋田犬会館は耐震構造がなく、今後の処理が難しくなっている。老朽化した会館内の保存会事務所や秋田犬博物館を駅前の開発地区に移して新設すれば、「ハチ公駅」やドッグランとタイアップでき、小型の「秋田犬テーマパーク」になり得る。その場合、世界の秋田犬ファンにとって、大館訪問は「聖地巡礼の旅」となるだろう。保存会は英語のHPもなく、国際的な発信力に欠ける。新設する新事務所に、英語ができ、国際感覚のある若い県庁スタッフが出向すれば、国際発信力の強化が可能になる。保存会会員の高齢化が目立つだけに、若い秋田犬ファンの会員を増やし、フェイスブックやSNSを通じたネットワークを広げるべき

だろう。

実は、保存会を新施設に移す構想は、市と保存会が水面下で協議しているが、保存会内部の意思統一、事業主体となる指定管理者の選定など問題も残っている。16年4月、保存会会長におおさか維新の会の衆院議員で、秋田犬ブリーダーでもある遠藤敬氏が就任した。遠藤新会長は保存会の組織強化、改革の必要性を訴えており、発信力がある。県や市との連携、若手会員の勧誘、国際的なアピールを期待したいところだ。

保存会と一体化させたテーマパーク構想の場合、6億円の予算では不足し、増額が必要となる。財政逼迫の折から、予算上の制約が大きい。その場合、動物愛護センターに投資する8億4000万円の一部を秋田犬テーマパークに回したらどうか。「威厳に満ちた堂々たる風格の秋田犬は誰もが見たくなる」（明石康氏のフォーラムでの講演）のに対し、雑種の犬猫を見に秋田に来る人は少ないだろう。戦力の逐次投入は、結局は投資効果を生まず、失敗に終わることが多い。ここは一点集中で秋田犬の国際化と秋田振興に向け、秋田犬テーマパーク化に集中投資し、観光客誘致の起爆剤にすべきと思われる。

注

- i 「日伊のブリーダー、激論」、読売新聞秋田版（15年11月17日）
- ii <http://www.miyagi-kozaki-kensha.com/dakkyaku.html>
- iii <http://www.akita-inu.com.ua/information/sobaki-prezidenta.php>

- iv 在キルギス日本大使館幹部から2014年に筆者が聴取。
- v 「秋田犬、世界も注目」、読売新聞秋田版（16年3月20日）
- vi 「秋田犬、中国で高騰」、読売新聞秋田版（16年3月17日）
- vii 「海外で人気、拠点急増」読売新聞秋田版（15年5月9日）
- viii 「本場の秋田犬、海外に販売へ 大館市のベンチャー企業」、秋田魁新報（16年2月10日）
- ix シンポジウムについては、16年4月10日－26日の読売新聞秋田版参照。
- x 4月9日に国際教養大で開催されたシンポジウム「秋田犬フォーラムーハチ公を探して」（読売新聞秋田支局、秋田県読売会主催）での講演。シンポジウムでの登壇者の発言は、読売新聞が作成した発言メモ、筆者の作成した記録を基に紹介した。
- xi 「犬猫殺ゼロ目指す」、毎日新聞秋田版（16年2月9日）
- xii 大館市のプロジェクト案については、<http://www.pref.akita.lg.jp/www/contents/1450069961803/files> 参照
- xiii 16年4月8日の福原市長の筆者との面談および4月9日のシンポジウム発言

集落会長との対話に見る集落行事と 共同作業における変化と集落の将来に対する考え

－秋田県上小阿仁村の事例を通じて－

工 藤 尚 悟

要旨

過疎高齢化により、農村集落の多くが共同作業や行事の縮小化を経験しており、その様子は集落の限界化とされている。限界化に関する先行研究は、土地の管理、買物、通院等について定量データを用いたものが多い。一方で、住民の経験や考えなどの定性データを用いることで、限界化についてのより詳細な分析が可能となる。本稿は秋田県上小阿仁村を対象とし、規模の異なる4集落の自治会長に対して、行事、共同作業、集落の将来について聞き取り調査を行った。行事については、住民に負担の少ない形に変更され維持されていた。共同作業については、集落規模の違いに関わらず、ほぼ同じ内容が維持されていた。除雪など各世帯での作業では、住民間での支援が認められたが、支援を受ける側の自主性を失わせないための配慮がされていた。将来については、小規模集落であるほど数年のうちに取り組める活動に集中している様子が明らかとなった。地域づくりでは、外部との交流が地域資源を再評価するために重要であるとされるが、同様の交流を同地域の他集落との関係性に期待できることが示された。このような交流を支援することが、今後の地域のあり方について検討する際に重要となる。

キーワード：過疎高齢化、農村集落、限界化、集落行事、共同作業

Community Leaders' Views on Community Events, Collective Works, and Perception of the Future

－ Case Study of Kamikoani Village, Akita －

Shogo Kudo

Abstract

Due to the continuous depopulation and aging, many rural communities in Japan are experiencing gradual declines in their community events and collective works among residents. Such declining process is called community marginalization. There are diverse discussions on how to respond to such rural decline including strategic resettlement plans and careful closing of rural communities. Many of previous studies have focused on quantitative data about living

conditions in rural communities such as land management, access to grocery shops and medical services, and others. Applying qualitative data about people's experience and thoughts during rural declining process is considered beneficial to articulate the detailed process of community marginalization. This study examines the current state of four rural communities in Kamikoani village in Akita prefecture through the interviews with community leaders. The study covered current operation and leaders' views on (i) community events, (ii) collective works to maintain local resources and living environment, and (iii) perception of the future. Regarding community events, each community is maintaining same set of events while properly down-scaling them so that the required preparation does not become burdensome for residents. Collective works in communities are largely well maintained among the studied communities regardless of their size differences. The discussion raises the importance of inter-community interactions in examining the meaning of regeneration both for individual communities and the whole village.

Keywords: aging, depopulation, rural communities, marginalization, community events, collective works

I. 研究の背景

過疎高齢化の進行により、農村社会では地域の行事や共同作業等の維持が困難になってきている。この状況は大野(2005)¹⁾の「限界集落」論に代表されるように、集落における生活環境の低下という形で表れきている。

このような状況に対して、集落の生活環境(新沼(2011)²⁾)、耕作放棄地の分布や管理(石丸(2009)³⁾、佐々木ほか(2007)⁴⁾、民俗芸能の継承(植田(2007)⁵⁾)などに関する研究がある。また、より広域での対応についても、集落の戦略的な撤退計画(林(2008)⁶⁾)や、更なる限界化への対応として「むらおさめ」の必要性を示すものなど(作野(2006)⁷⁾)、多様な議論が展開されてきている。

これらの議論と平行して、集落が限界化する過程において、住民が生活面においてどのような変化を経験し、どのよう

な考えを持っているかを把握する作業が重要になると考えられる。これは集落の生活環境に関する研究群において、人口減・高齢化率、農地や共有地の管理状況、買物・医療アクセスなどの定量的なデータを用いるのに対し、住民の経験や考えなどの定性的なデータを補完的に提示することにつながる。これにより集落機能に変化する過程について、より詳細な分析が可能になる。

II. 研究の目的と方法

本研究は、過疎高齢化の影響により、限界化が進む集落が存在する地域において、住民が経験する生活上の変化やそれに対する考えなどを、人口規模が異なる複数の集落において把握し、その内容を比較的に分析することを目的とする。そのため、本研究では秋田県上小阿仁村を調査対象地域とし、同村内の異なる人口

規模の集落の集落会長に対して聞き取り調査を行った。

本研究では、集落機能の意味合いとその活用が重要となる。集落機能は集落における生産や環境維持に係る共同作業、集落行事、また住民間での物の貸し借りなどに代表され、これらは各集落における活力を示すものとして捉えることができる。集落状況を広域的に把握する手段として、これを活用することが有効であると考えられる。一方で集落機能は、転出家族との関係などの集落外部との関係を含むその他の要素の効力も大きいため、人口規模の違いによる調査は全体の傾向を捉えるためのものとし、個別の集落対策に際しては、より詳細な実態把握が必要になると考えられる。

(1) 上小阿仁村の概要

上小阿仁村は秋田県北部の内陸に位置し、世帯数 1,193 戸、人口 2,601 人（2014 年 4 月）の山村である。南北に走る出羽山地地帯に位置し、村の東西と南域は 800-1,000 m 級の山々に囲まれている。総面積の 92.7% が森林であり、秋田杉の生産で栄えてきた地域である。村の北域は比較的低く、北秋田市と能代市二ツ井地区に接しており、就労人口の半数が北秋田市にて就業している。

村の人口は 1960 年以降減少を続けており、秋田県内で最も過疎高齢化が進んでいる地域である。1960 年に 6,972 人だった人口は、2,727 人（2010 年）まで減少した。特に 1965-70 年と 1970-75 年の間の減少率

は、それぞれ 20.0%、10.2% と高く、この時期に地域の過疎化が進行した様子が伺える（表 1）。近年の 2005-10 年の間でも 12.2% と高い値となっており、人口減少に歯止めがかからない状況であることが分かる。高齢化率は 45.6% であり（2013 年 4 月）、県内市町村で最も高い値となっている。

表 1 上小阿仁村の人口（1955～2010 年）
Table 1 Demography of Kamikoani (1955～2010)

年	総人口	人口増加率 (%)
1955	6754	—
1960	6972	3.2
1965	6550	-6.1
1970	5242	-20.0
1975	4708	-10.2
1980	4352	-7.6
1985	4116	-5.4
1990	3746	-9.0
1995	3553	-5.2
2000	3369	-5.2
2005	3107	-7.8
2010	2727	-12.2

注：1) 国勢調査のデータより作成。

(2) 対象集落の選定と調査手法

本調査では、集落の人口規模の違いに注目し、対象集落の選別を行った。これは、今後も各集落において人口減が進む場合に、住民がどのような変化を経験するかを人口規模を基準として集落間での比較を行うことに焦点を置いたためである。集落対策は、将来的な状況を見据えて予測的に講じていく必要があり、その点において、人口規模は高い確実性を持った項目と言える。

調査対象の選定にあたり、はじめに村内の20集落を、人口規模を基準として5つの集落グループに分類した(表2)。ここから、人口が200人以上のグループ1を対象外とした。この理由としては、グループ1は村役場、診療所、郵便局、道の駅などが所在し、村の中心部を形成しているため、この地区の生活環境は他集落よりも、より市街地的な要素が強い。

表2 上小阿仁村20集落と調査対象集落
Table 2 List of 20 communities in Kamikoani

	集落	人口	世帯数	集落グループ	グループ定義
1	沖田面	831	388	1	200人以上
2	小沢田	371	163		
3	羽立	193	72	2	100人以上 200人未満
4	下五反沢	179	70		
5	大林	151	66		
6	福館	133	57		
7	上仏社	94	29	3	60人以上・ 100人未満
8	堂川	93	38		
9	杉花	67	28		
10	下仏社	66	25	4	40人以上・ 60人未満
11	小田瀬	55	21		
12	大阿瀬	52	19		
13	中五反沢	48	19		
14	大海	46	18		
15	長信田	45	21	5	40人未満
16	南沢	36	20		
17	上五反沢	21	11		
18	八木沢	17	8		
19	中茂	6	3		
20	不動羅	2	2		

注:1)聞き取りを行った4集落は下線をつけて表記。
2)村内の福祉施設(人口165、世帯数165)については、表記していない。

また、人口規模が大きいため、集落行事や共同作業についても従来と変わらずに維持されていることが予測される。これらより、グループ1を除いた4つの集落グループを対象として設定した。その後、各グループから、無作為に選んだ1集落に調査を依頼し、協力が得られた4集落(大林、下仏社、長信田、南沢)の集落会長に対して聞き取り調査を行った。

調査はセミストラクチャード・インタビューとして構成され、主に、①集落行事とその実施状況、②共同作業の状況、③集落の将来についての考え、について伺った。この際、インフォーマントが関心を示した項目については、適時に追加質問をしながら、対話のなかで掘り下げていく手法を取った。聞き取りをした集落会長の年齢については、以下の通りである。大林(72歳)、下仏社(70歳)、長信田(65歳)、南沢(67歳)。調査は、2014年1月27-29日の3日間に実施された。

対象となった4集落は大林、下仏社、長信田、南沢の順に人口規模が小さくなる(表2)。結果の記述に際しては、この人口規模を基準に内容に違いがないかに焦点を当てて分析を行った。また、聞き取りの内容より、それぞれの項目を代表的に示すコメントを適時に用い、各集落の状況について説明する。この際、個別のインフォーマントの名前の代わりに、集落の名前を用いる。

(3) 研究の概念的枠組み

本調査での聞き取りの内容は、佐久間

(2011)⁸⁾の議論を用いて、具体的な集落対策に向けた分析を行う。佐久間(2011)⁸⁾は、地域社会の再生とはどのようなことを指すのか、という根本的な問いを、「誰にとっての再生なのか」と「何を再生するのか」という2つの質問に置き換えて示している。先に「誰にとっての再生なのか」については、よりマクロ的な視点から、都市住民と農村の関係性について説明し、過疎高齢化の影響を受ける地域に働きかけるには、外部とのネットワーク(都市住民との交流)によって得られる支援が重要であるとする。

次に「何を再生するのか」については、その視座を外部から内部に移し、よりミクロ的な視点から住民がその地域に住み続けるために必要な諸機能の維持が危うくなっていることが問題であるとして、「そこに住み続けることを願う住民が安心して充実した生活を維持できる」ことが重要であるとする。ここでは、限界化が進む集落においても「最後まで住み続けることを望む人々にとっての再生が考えられなければならない」としている。これは言い換えると、過疎高齢化の影響を受けて限界化する地域について議論する場合には、まずその視座を社会全体の視点から展開し、当該地域と外部とのつながりを取り込む必要があり、同時に具体的な対策を議論する場合には、内部である地域住民の視点を尊重することが必要であることを示している。外部と内部を分けながらも、地域社会の再生には、その両方に帰属する特性があるとしている。

本稿ではこの外部と内部の視点を、考察において調査結果の分析に用いる。

Ⅲ. 結果

集落には地域の民俗文化に根差した行事が多く、また集落の生活環境を維持するために行われる様々な共同作業が存在する。これらは集落住民間の協働を表す活動であると見ることができ、この度合いを把握することで、4集落の実態について把握することができると考えられる。この聞き取り調査に先行して、全20集落を対象に、生活環境アンケート調査を実施しており、日常での相互扶助に関する項目を取り上げている(上小阿仁村(2013)⁹⁾)。そのため、本調査では、より集落全体の活動について把握することに努めた。各集落における代表的な行事と共同作業の実施の有無をまとめたのが、表3と表4である。以下に、集落行事、共同作業の順に、各集落での詳しい実施状況について述べる。

表3 対象4集落における集落行事の実施状況
Table 3 Community events of the selected four communities

	大林	下仏社	長信田	南沢
春祭り	○	○	○	○
秋祭り	○ ¹⁾	×	×	×
盆踊り	○	×	×	×
万灯火	○	○	○	×
唐松講	○	○	○	×
庚申講	○	○	×	×
その他	獅子踊り	なし	なし	なし

注：1) 大林では春祭り前の1か月以内に集落内でご不幸があった場合には、秋祭りに延期する。

表4 対象4集落における共同作業の実施状況
Table 4 Maintenance works of the selected four communities

	大林	下仏社	長信田	南沢
草刈り	○	○	○	○
花植え	×	×	○	×
集落内清掃	○	○	○	○
神社の管理	○	○	○	○
集会所の管理	○	○	○	○
墓地の清掃	○	○	○	○
その他の管理作業	なし	共有林	共有林	栗山

(1) 集落行事の縮小と維持

はじめに、4集落で共通して行われている行事には、春祭りがあった。ただし、これについては人の集まりが悪くなったことや、お祭りの前後にご不幸があった場合に時期を変更するなど、徐々にその規模や内容に変化してきたことが、以下のコメントから見られた。

下仏社：「(春祭りのときには) みんなで神社に集まって、神官さんに来てもらってお祓いをしてもらいます。そのあと集会所に下りてきて、みんなで一杯やると。今はそう集まらなくなってきましたね。以前には家族みんなが集まるもので、会場も神社でやっていましたが、今は場所も集会所になっています。」

南沢：「昔は豊作祈願だったんですが、(現在は誰も田んぼをやっていないので)今は神社の掃除作業になりました。部落内でご不幸がないかぎり全員が参加します。それから、神官さんにお祓いをしてもらって、そのあとにちょっとした飲み

会をします。」

盆踊りや獅子踊りなど、多数の集落行事が行われている大林においても、春祭りについては同じく規模の縮小が確認された。以前は大人用と子ども用の2つの神輿を出して春祭りを行っていたが、子どもがいなくなったことにより神輿をやらないようになった。これにより、春祭り自体に出る住民も減り、全体的な賑わいがなくなってきている様子が伺える。

大林：「(神輿をやめたのは)今から5～6年くらい前でしょうか。小学生が5～6人いたくらいまではやっていました。若い人たちが担げなくても、子どもたちに入ってもらったりして。子どものか大人のか、どちらの神輿かは出すようにしていました。今は子どもが全然いないので、神輿もまったく出さなくなりました。このため、春祭りに参加する人の数もいまは、10名ほどに減ってしまいました。」

その他の集落行事としては、庚申講と唐松講が挙げられた。これは、大林、下仏社、長信田の3集落で現在も行われているが、いずれもその規模を縮小させている。共通して見られた傾向としては、従来の方法である各世帯の持ち回りが、参加者の負担となってきているため、場所を集会所や神社等に変更しているとのことであった。

大林の唐松講では、唐松様を神社に収め、行事は年1回とした。下仏社での唐松講は、各世帯での持ち回りの負担を考慮し、現在は集会所で行っている。下仏

社の庚申講は以前の3組から1組に規模を縮小したが、今でも各世帯の持ち回りで行われている。長信田では、庚申講の維持が困難となったため、庚申様を神社に祀り、組自体を解散した。唐松講についても、現在は唐松様を集会所に保管し、参加者の相談で集まるようになった。南沢では、どちらも何年も前に解散したとのことであった。

長信田：「(庚申講は)一昨年まではあって、お互いの家に集まって、拝んだ後に一杯やったりしてました。これが段々と高齢化に伴って維持できなくなったので、解散してしまいました。庚申様は持ち回りで保存していましたが、今は神社に祀っています。昔は手料理でしたがこれも大変なので、折詰を用意するようになっていました。」

下仏社：「(唐松様は)今もやっていますね。昔は全戸が入っていましたが、段々と抜けていきました。今では、女性たちが年に数回、集会所に集まってやっています。」

これらの内容より、4集落すべてにおいて、集落行事は縮小傾向にあるものの、住民に負担のないような形態に変化しながら、可能な範囲で維持されていることがわかった。またこの縮小過程において、集落内での子どもの有無が行事の存続に影響することが見えてきた。庚申・唐松講などの各世帯での担当があるものについては、その対応が負担となっていることをきっかけに、その母体となる組を解散させることがあることがわかった。

(2) 集落での共同作業と個別世帯の作業に見る違い

共同作業については、集落行事とは異なり、その多くがすべての集落で、ほぼ同じ内容で維持されていることがわかった。代表的な共同作業としては、草刈りがあった。大林では、農家が個々に草刈りを行っており、特に集落全体で作業する必要がないとのことだった。下仏社では、集落内に加えて共有林の林道整備も草刈り作業の際に合わせて行っている。長信田でもこれと同じく、集落内の草刈りの他に、他集落と共同管理している共有林の整備を行っている。南沢では、集落内に4町歩ほどの栗山があり、ここの下草刈りを中心に行っている。長信田では、草刈りの際に花植えも行っており、住民の協働によって集落の生活環境が維持されている様子が伺える。

長信田：「6月には、村で花を植える活動がありまして、花の無料配布もありますので、そういうものを活用して、集落内で花植えをします。この作業に合わせて、ちょうど時期的に草も生えてきているころなので、草刈り作業も行います。これは集落の郷役で行っています。」

その他の共同作業としては、村全体のクリーンアップに合わせた集落内清掃、お盆前の墓地の清掃、神社の冬囲いの管理が挙げられ、いずれの集落でもほぼ同様の規模と内容で行われていることがわかった。このことから、集落での生活環境に直接的に関係する作業については、集落規模の違いに関係なく、作業の規模

や質を変えることなく維持されていることが見えてきた。

一方で、作業がより各世帯のものになると、状況が異なってくるのが、除雪作業に関する話から見えてきた。豪雪地帯である上小阿仁村では、除雪が重要な作業である。これに関しては、いずれの集落でも基本的に各世帯が担当するものであり、集落内での積極的な支援は行われていないことがわかった。ただしこれは、支援を受ける側への思いやりゆえの状態であることも見えてきた。

南沢：「(除雪をして家の周りを) そんなにいつもいつもきれいにしておく必要はないと思います。なんでもきちっとやる必要はないですし、なんでも全部やってあげるといのもいいことではないと思っています。まずは自分でできる範囲でやってもらうことが大事だと思います。自分でやらなくなると体も弱くなっていますからね。」

長信田：「(除雪に限定せずに) 単純に、続けていくのが『よいでない』と言っていることについては、できる範囲で、縮小しながらでもやっていきましょうと話をしています。あとは、草刈りや草取りが大変になれば、いいんだと、それは止めるわけにはいかないから、やれる範囲で頑張ってもらって、あとはやれないところは全体で、やれる人がカバーしていきましょう、と話をしています。」

この内容は、高齢者世帯の場合においても、基本的にはどの集落でもその世帯の住民にできるところまでやってもらい、

必要であれば適時に声をかけたり、または作業依頼があつたりするとのことだった。村では除雪機を所有している世帯も多いため、集落会の役員などが様子を見ながら、適時に対応しているとのことだった。除雪に関する補足として、役場からの除雪機の無料貸与があり、長信田、下仏社、大林にて活用されている。南沢では除雪機の管理自体が負担となるため、利用されていない。油代や謝礼等の金銭面や、作業が除雪機を扱える住民に集中するなどの管理面での問題などが挙げられた。

共同作業については、総じて長信田と南沢において、地域内の作業を各世帯の自立性を守りながら維持していこうという様子が見られ、この範囲で維持できなくなっていく項目に関しては、その状況を受入れ、できる範囲で対応していこうという意思共有がされていた。一方、大林と下仏社では、人手の減少は感じているものの、作業自体の規模や質に影響するほどではないため、このような意思共有の過程は見られなかった。

(3) 集落の将来に対する考え

聞き取りの3つ目として、集落の将来像についての意見を伺った。具体的には、今後10～20年後の将来を考えた場合に、集落においてどのようなことが課題となり、またどのようなことが重要になるのかについて聞いた。「10～20年後」という時間を挙げたのは、集落での次世代について考えてもらうことを意図したため

である。これに対する回答では、各集落で大きな違いが見られた。

大林と下仏社では、現状において基本的な共同作業が維持されているとした上で、今後出てくる可能性の高い項目として、「作業等における人手不足」と「高齢者世帯を中心とした交通手段の確保」が挙げられた。

大林：「(どのような面で人手不足を感じるとするかに対して) 何でもそうだなあ。何をやるのにも自治会の役人しかいない感じだからね。それで何かやるにしても、動ける人と年がたって動けない人というからね。若い人がいないし、無理してもしょうがないしね。」

下仏社：「やっぱり交通かな、と思います。大体 80 歳になれば、『免許を返そうかな』と話をする人もいますからね。その代りとして若い人たちが集落内にいればいいんですけど、そうでなければ、やっぱり本当に大変になってきてしまうと思います。」

これに対して、長信田では、集落の将来について、より具体的に考えている様子が見えてきた。長信田では、共同作業と同じく、「集落が縮小していきながらも、共同作業などを通じて住民同士のつながりを維持しながら、お互いに助け合いながら過ごしていく」という共通意識が確認されており、個人が作業できる範囲が縮小する場合にも、集落住民のつながりを維持していくことで対応していこうとしている。一方で、南沢の場合には、そもそも集落の将来を考える際に意識している時間スケールが異なることが見えて

きた。

南沢：「私たちは今やらないと、あとは終わってしまうと思っています。ここ 5～6 年の間で何かやらないと、あとはたぶん何もできなくなるだけです。下の世代がいるのであればいいんだけど、そうではないですから。(中略) 人がいなくなるんだったらその状態に合わせた楽しみが何かないと、私たちがここの場所に生きた価値が何にもなくなるだろう、というふうに感じるんです。仕事がない以上若い人も残れないですから、(人がいなくなるのは) ある程度しょうがないことだとしてもですね。」

これらの内容が示すように、集落の規模や現在の共同作業の状態などによって、集落の将来や具体的に何か行動を起こすことに対する考えが異なることがわかった。これは、集落に対して外部から働きかける際に、重要になる点であると考えられる。また、現状で集落作業等が維持されている集落においては、集落の将来について、具体的に考えることが難しい様子も伺えた。

IV. 考察：具体的な対策にむけた概念的議論

ここでは、先に挙げた佐久間(2011)⁸⁾の議論に関連付ながら、調査した 4 集落について、どのような概念的議論が可能であるかを検討する。はじめに、集落行事と共同作業については、これまで集落住民の協働によって維持されてきたが、これが過疎高齢化の影響によって維持で

きなくなってきたというのが現状であるとするれば、集落のコミュニティを外側に開き、外部との交流を取り入れて、集落の生活環境を維持していくことが必要となる。その際に実際の集落では、この「外部」をどこに求めるのか、という点についての議論が残る。佐久間(2011)⁸⁾の示すように、よりマクロ的に都市住民との交流に求めることも可能だが、同時に聞き取り調査を行った4集落の間でもすでに生活環境を維持する機能が異なる状態にあることがわかっている。この点から、同村内の他集落との交流においても、この「外部とのネットワーク」を求めることができると考えられる。これを集落間交流などの方法で具現化していくことで、各集落の視点からの課題の共有が可能であると考えられる。この課題の共有は、次の「何を再生するのか」という問いに関連してくる。調査結果から、4集落間で特に南沢では、集落の将来を考える際に、「ここ5～6年の間」という期間が意識されており、他の集落と異なる意識を持っていることが明らかになった。このように、意識される時間スケールの違いに基づけば、個別の集落で異なる項目が重要性を持つこととなる。「何を再生するのか」について検討する際には、このような個別の集落の内面にある多様性を認めることが重要であると考えられる。最後に、このような過程を経て個別の集落にとっての地域おこしや再生の意味を探究することで、全体(村)への対策とはどのようなものなのかを議論することが

可能になると考えられる。このような視点を踏まえながら、個別の集落の状況と丁寧に向き合っていくことが、今後も継続的に必要とされる活動であると言える。

V. まとめ

本稿では、上小阿仁村を事例として取り上げ、集落行事、共同作業、集落の将来、について、4集落の会長に聞き取り調査を行った。その結果、集落行事に関しては、すべての集落において縮小傾向にあるものの、住民に負担のない形に変化しながら維持されていた。共同作業については、集落規模の違いに関わらず、ほぼ同じ内容で行われていた。除雪などに代表される、各世帯での作業については、支援を受ける側の自主性を失わせないような配慮がされていた。最後に、集落の将来を考える場合に意識する時間スケールが集落間で異なることが示され、具体的な活動に対する意識の違いが見られた。考察では、これらの結果を地域社会の再生に関する議論に関連付けながら具体的な対策構築に向けた議論を行った。集落が1つのコミュニティとして活性化するには、外部との交流が重要であるが、これをマクロ的な視点からの都市との交流の中だけでなく、同地域の他集落との関係性の中にもこれと同様の作用が得られることが示唆された。このような交流を通じて、個別の集落における具体的な対策とともに、村全体の再生についても検討する枠組みを創りだすことができると考えられる。

謝辞

現地調査にご協力を頂いた、村役場の方々と長時間にわたってお話をお聞かせ頂いた協力者の方々に深く感謝申し上げます。

【引用文献】

- 大野晃（2005）：農村環境社会学序説－現代山村の限界集落化と流域共同管理。農山漁村文化協会，東京。
- 新沼星織（2009）：「限界集落」における集落機能の維持と住民生活の持続可能性に関する考察－東京都西多摩郡檜原村 M 集落の事例から－，E-journal GEO, 4 (1), 21-36.
- 石丸紀興（2009）：限界集落といわれている集落における耕作放棄地に関する研究－広島県安芸太田町空谷地区の場合－，日本建築学会中国支部研究報告集，32，1-4.
- 佐々木寛幸・神山和則・松浦庄司（2007）：耕作放棄地の分布と潜在生産力の推定，日草誌，53（3），189-194.
- 植田今日子（2007）：過疎集落における民俗舞踊の「保存」をめぐる一考察－熊本県五木村梶原集落の「太鼓踊り」の事例から－，村落社会研究，14（1），13-22.
- 林直樹（2011）：過疎集落からはじまる戦略的な構築と撤退，農村計画学会誌，29（4），418-421.
- 作野広和（2006）：中山間地域における地域問題と集落の対応，経済地理学年報，52，264-282.
- 佐久間政広（2011）：地域社会の再生を考える，社会学年報，40，47-49.
- 上小阿仁村役場（2013）『平成 25 年度上小阿仁村集落調査～生活環境アンケート調査～』

外国人看護・介護人材受け入れに関する調査研究プロジェクト 「介護人材受け入れに関する提言」

秋 葉 丈 志・橋 本 洋 輔・嶋 ちはる

要旨

アジア地域研究連携機構では、機構内外の教員が連携して、秋田県内の医療・介護施設が外国人看護・介護人材を受け入れることが可能か、またその条件や課題について、調査研究を行うプロジェクトを展開している。2015年度は、昨年度に続き有識者を招いた研究会を行うとともに、秋田県内の介護施設に対し、外国人材受け入れへの認識や課題を問う質問紙調査を実施し、そのうちいくつかの施設を訪ねて聞き取り調査を行った。また、大学と行政が連携して各施設の受け入れをサポートする県外の先進事例の訪問調査も行った。これらの調査に基づき、プロジェクトとして、今後秋田県が外国人介護人材受け入れを進める場合に必要な対応に関する「提言」及び調査資料を掲載した報告書をまとめた。本稿はこのうち「提言」の本文を掲載するものである。

キーワード：外国人労働者、少子高齢化、人口減少、高齢者介護

Research Project on Foreign Nurses and Care Workers “Proposal on Foreign Care Workers in Akita”

AKIBA Takeshi, HASHIMOTO Yosuke, SHIMA Chiharu

Abstract

The Institute for Asian Studies and Regional Collaboration has sponsored a research project composed of faculty from across the university in order to examine whether the acceptance of foreign nurses and care workers is an option for health care facilities in Akita prefecture, and the conditions and issues surrounding the question. During FY2015, the project, in addition to inviting specialists for workshops, conducted a questionnaire among elderly care facilities in Akita prefecture to gauge their attitude and conditions towards hiring foreign care workers. It also visited several of these facilities, as well as pioneering models outside of the prefecture to conduct in-depth interviews. Based on this research, the project issued its annual report containing a Proposal on Foreign Care Workers in Akita, with supporting data, interview transcripts, and workshop records. This article reprints, with slight editing, the main text of this Proposal.

Keywords: Foreign Workers, Aging Society, Population Decline, Elderly Care

I. はじめに

1. 介護人材を巡る国及び秋田県の情勢

近年、急速に進む少子高齢化を受けて、国は看護・介護人材の不足を見込み、その確保のために、人材育成、離職防止への取り組み、介護報酬の改定など、様々な政策を打ち出している¹⁾。国の試算の一つでは、2011年に130万人必要とされた介護職員は、2015年に161-169万人、2025年には213-224万人必要とされている²⁾。

こうした中で、外国人材を看護・介護の分野でも受け入れる方策が議論され、一部は実施に移されている。経済連携協定による看護・介護人材の受入れは、2008年のインドネシアとの協定による受入れが始まったのを皮切りに、2009年にはフィリピンからの受け入れ、2014年にはベトナムからの受け入れが始まった³⁾。また、厚生労働省の検討会は、2015年2月、技能実習の対象職種に介護を加えることを前提とした報告をまとめ⁴⁾、介護分野において、外国人材を技能実習制度により受け入れられるようにする法案が国会に上程され、審議が続いている。

秋田県は、全国で最も早く少子高齢化が進行し、加えて、全国で最も深刻な速度で人口減少も進んでいる。国立社会保障・人口問題研究所が2013年に公表した推計に基づけば、秋田県の人口は、2010年に108万6千人だったものが、2040年には70万人へと、劇的に減少する(2010年比で、64.4%の人口にある)と予測されている。そして、65歳以上

人口の割合は、2010年に29.6%と、既に全国で最も高い水準にあったものが、2040年には43.8%に至ると推計されている⁵⁾。

今後、看護・介護人材の不足が拡大することは本県でも見込まれ、国同様、様々な政策の一環として、外国人材の導入も検討されるべき状況にある。

2. 当プロジェクトの調査及び提言の趣旨

国際教養大学アジア地域研究連携機構「外国人看護介護人材受入れに関する調査研究プロジェクト」では、政策、法律、経済から外国人材に対する日本語教育に渡る各分野での知見を総合し、秋田県の実情に即した調査検討を行うこととした。2ヵ年に渡る調査では、有識者を招いての研究会を6回開き、課題や視点を把握したうえで、本年度、本格的に県内の施設に対する実状調査、および県外の先進事例の現地調査を行った。これらの調査を踏まえ、プロジェクトメンバーで議論を行い、この「提言」をまとめた。なお、各調査の詳細及び研究会の要録については、別途刊行した当プロジェクトの2015年度報告書に掲載した。

なお、調査の過程で、外国人看護人材の受入れはハードルが高い⁶⁾ことが鮮明となったほか、現在も国及び県が検討を続けているのが介護人材の受入れであることから、本年度の調査は主として介護人材の受入れに関し、介護施設に対して行うこととした。

Ⅱ. 秋田県内における外国人材受入れの現状と課題

1. 施設側の状況

当プロジェクトが秋田県内の介護施設に行った質問紙調査⁷⁾に基づけば、多くの施設が人材不足を感じつつも、外国人材の受け入れについてはわからない、あるいは空欄とした。しかし注目すべきは、回答総数の31.5%に当たる29施設が受け入れを肯定する姿勢を示し、受け入れに否定的な姿勢を示した13施設の倍に上った点であろう。これまでは、県内で外国人材受け入れを積極的に行っている施設として、湯沢市の医療法人せいとく会が知られるのみであった。しかし質問紙調査と、その後始めた聞き取り調査では、EPAによる受け入れを2016年度から始めようとしている施設（県中部）があったほか、技能実習制度の拡大を見越して、フィリピンと秋田を跨ぐ人材養成の仕組みを検討している施設、加えて、定住外国人をすでに雇用した経験があり、今後の雇用にも積極的な施設があった。県北・県央・県南を問わず、こうした志向を持つ施設が県内各地にあり、今後、外国人材受け入れへの関心、また受け入れ態勢整備への要望は強まることが予測される。

当プロジェクトが行った質問紙調査では、受け入れに積極的な施設でも、職員の受け入れ体制、外国人材の利用者とのコミュニケーション、また職場内でのコミュニケーションを課題として挙げるところが多かった。他方、このうち一部の施設で聞き取り調査をしたところ、受け入れ

る人材の介護スキルについては、仕事をしながら身に付けられる、スキルに応じた仕事があるとして、さほど懸念していないこともわかった。

これらの課題については、受け入れ方法によっても実情が大きく異なることから、以下、受け入れ方法ごとに述べる。

2. EPAによる受入れ

EPAによる受け入れの最大のハードルは、施設側にかかる費用と、国家資格取得を前提とした体制整備の難しさ、またこうした負担にも関わらず候補生が途中帰国してしまうリスクである。他方メリットとしては、公的機関を介した体系的な受け入れの仕組みがあり、施設側から見た場合、人材について一定の質保証があること、また行政の目線を見た場合、施設側に対する一定の監督体制があることである。また当該人材自身にとっても、語学力と資格取得によりキャリアを築き、日本に定住し働き続ける道が開かれていることが挙げられる。

まず一般論として、EPAによる看護師および介護福祉士の候補生は、国家資格の取得を前提とした受け入れでありながら、その資格取得のチャンスは限られている。たとえば、介護福祉士候補生は、資格取得前に認められた在留期間4年間の間に、介護福祉士国家試験に合格しなければならないが、受験のためには3年以上の実務経験が必要となるため、実質1回しか受験のチャンスがない。候補生の中には日本語の学習経験の全くない者

も多い中、国家試験合格のためには、数年のうちに日常会話だけではなく、専門用語を用いて書かれている試験が理解できるレベルまで、日本語能力を引き上げなければならない。しかも、看護・介護現場での実務をこなしながら、働く合間を縫っての勉強となる。そしてこうした指導は、受け入れた施設自身が行わなければならない。施設側は、独自に外部と連携しながら、自らも人員を割いて、候補生の指導に当たることになり、そのため的人员と、こうした仕組みの構築にあたるマネジメント能力が必要となる。

このハードルの高さから、EPAによる受け入れは、人員や予算に若干でも余裕のある、比較的規模の大きな施設に限定され、仮に中小の施設が人材のひっ迫から急きょ外国人材を受け入れたいと思ってもこの方法は困難と言わざるを得ない。EPAによる受け入れは、数年先までの教育体制の整備とそのため資源を施設側に求めるからである⁸⁾。

秋田県内で現在EPAによる受け入れを行っているのは、湯沢市のせいとく会のみである。この法人ではEPA開始以来、数次に分けて、看護師候補生5名（インドネシア3名、フィリピン2名）、介護福祉士候補生9名（インドネシア4名、フィリピン5名）を受け入れている。国際教養大学の日本語プログラムの教員および大学院生が日本語指導の一端を担う中で、これまでに看護師国家試験の合格者を1名輩出している。しかし、途中帰国や、他の施設へ移ってしまった候補生もすで

に数人いるとのことである。現在（2016年3月）在籍している候補生6名も、国家試験に合格をしなければ帰国せざるを得なくなる。経営者の話では、施設側の持ち出し費用の多さから、現行の制度のままでは制度は「10年で潰れる」という感触もあるようである。

これに加えて、今回の調査で、新たに潟上市の施設が今年から介護福祉士候補生の受け入れを始め、今後受け入れを徐々に広げる見通しであることがわかった。こちらの施設への聞き取り調査では、現在人材がひっ迫しているわけではなくとして、受け入れの理由として、国際交流・国際貢献や職場への刺激を前面に掲げていた。「介護・福祉分野に夢を持たせたい」とのこと、受け入れた候補生がいずれ母国へ帰って施設を経営することや、そこに秋田の事業所の職員を派遣するといった広がりや交流を将来像として描いているようである。一方で、日本語指導についてはまだ検討中であり、国際教養大学へコンタクトをすることを考えていたとのことである。県内施設の間でも、受入れの方法や事例についての情報共有が限られているのが実態である。

県外へ向けると、EPAによる受け入れについて、行政が積極的な体制整備に寄与している例として東京都が挙げられる。東京都は、石原前知事の時代に、1億円単位の資金を拠出して、首都大学東京にEPAによる看護・介護人材受け入れのためのプログラムの設置を促したとのことである。このプログラムは、東京都に限

らず、首都圏、また全国の候補生に門戸を開いている。そして介護分野では、日本語の習得から国家試験対策まで、段階ごとのプログラムを整備し、日本語については首都大学東京の講師陣⁹⁾、また国家試験対策については国際医療福祉大学の講師陣が指導に当たっている。またこのため、看護や介護の現場で使われる日本語をベースに独自の教材を開発し使用してきた。

秋田県においても、EPAによる受け入れを促すのであれば、東京都のような態勢整備が必要となろう。現状では、ごく一部の施設が手探りでやっている状態である。たまたま湯沢市のせいとく会が国際教養大学の教員と接点を持てたものの、他の施設にこうした方法が開かれている状況ではない。このため、受け入れの手続きや費用で大半の施設が躊躇するほか、受け入れ後の日本語指導を含めた態勢整備の見通しが立たない状況と言える。

3. 定住外国人の就労促進

看護・介護分野での外国人材の活用に関して、あまり表立っては聞かないものの、一定の可能性のあるものとして、定住外国人の登用が考えられる。

秋田県内には、県内全域に、特に1980年代以降来日し、地元在住の男性と結婚し、定住をしているフィリピンや中国出身の女性が散在している。たとえばフィリピン国籍の定住者は、県内に600人近くいる。こうした定住女性は、少なくとも日常会話レベルの日本語はすでに習得

していて、配偶者や義父母と暮らし、子どもを育てる中で秋田の人々の生活になじんでいる場合が多い。いわゆる標準の日本語よりも秋田弁を駆使し、外国人材受け入れにあたって施設側が課題としてあげることのある「方言の理解」にも対応しうる。

今回の調査の中でも、横手や大館の施設で、定住外国人を雇用していた例があった。横手の施設では二人雇用していたことがあったとのことで、一人はコミュニケーションのスタイルが職場になじまずに辞めてしまったものの、もう一人は今でも職場の話題になるほど、溶け込み歓迎されていたようである。

定住外国人の登用について、もう一つの利点は、EPAのように国家資格の取得が前提とならないこと、また施設側に余分な費用が発生しないことである。いわば、通常の日本人と同じように雇うのであって、それがたまたま外国出身だったという位置づけである。横手の施設の経営者も、新たな費用を投じて受け入れる余力はないが、定住外国人の雇用ならしたい、とのことであった。

定住外国人へのサポート体制

定住外国人で日常の日本語会話に問題はない場合にも、介護の業務に必要な漢字を含めた読み書き能力を培うためには、一定のサポートが必要となる。また、定住外国人であるからこそ、長く働くことを見越して資格取得のサポートもあれば有意義である。

そこで、定住外国人の介護分野への就労に向けたサポートの先進事例として、東京都墨田区の「すみだ日本語教育支援の会」の例がある。こちらは、早稲田大学の日本語教育の研究室と、墨田区の社会福祉法人が中心となり、東京都や墨田区などからの経費補助を受けて運営されている。介護のために必要な日本語を、地域の定年退職者などのボランティアが受講生にマンツーマンで教えているほか、介護の専門家を招いた指導も行っているとのことである。受講者は結婚して定住しているため、母親も多く、「母親がここで日本語を勉強して日本人社会で働くことは子供にとってもよい影響だろう」と指導者は語っていた。人材不足を補うことと合わせて、外国人が地域へ溶け込むことを支える仕組みといえる。

秋田県の場合、東京都と比べ、定住外国人がこれから大きく増加することは見込めない。しかし、フィリピン出身者だけで600人ほどいることを考えれば、そのうちの1割でも介護分野への就職を促すことができれば、毎年数名単位のEPAによる受け入れに比べて費用をかけることなく、かつ途中帰国等のリスクも少なく、外国人材の活用を進められることになるのではないだろうか。

4. 技能実習制度

技能実習制度については、これまでそのあり方について、国内外から多くの懸念・批判が寄せられている。特に、低賃金・長時間労働といった過酷な労働条件、パ

スポートや携帯電話を取り上げ移動の自由を制限する事例や、苦情を申し立てた実習生を強制帰国させる事例などが報じられ、国際人権機関などから人権侵害につながりやすい制度であることが指摘され、日本政府内部からも総務省が制度の是正を勧告するなど、議論が続いている。

技能実習生の受け入れは、県内でも特に縫製工場などで中国人実習生の受け入れを行っているという話は聞くが、その実態についてはわからないというのが正直なところである。実習生は必ずしも日本語の習得を必要としないことから、地域の日本語教室などに顔を出すことも少なく、定住外国人と違って、配偶者や子どもを通じた地域との接点も少ない。実習先の事業所が用意した寮などに住まわされていることが多いとされ、不可視な存在である。

国は技能実習制度を介護の分野へも適用し、かつ実習期間の上限をこれまでの3年から5年へと延長する方針であり、現在法案が国会に上程されている。しかし、技能実習制度の介護分野への適用拡大は、2014年度に、秋田県が国家戦略特区の申請の一環として盛り込んだにも関わらず、県内の介護事業所では、技能実習制度についての理解や技能実習制度を活用する意識がほとんどないように思われる。

EPAによる受け入れを今年から始めるという潟上市の施設でも、技能実習制度による受け入れについては、その方向性があること自体認識されていなかったよ

うであるし、定住外国人を雇用したことのある横手市の施設も、EPA や技能実習制度による受け入れは考えていないとのことであった。唯一、大館市で病院を経営する医療法人が、技能実習制度をも活用して、フィリピンから多くの人材を受け入れ、自らの施設のみならず様々な場で働いてもらう人材派遣業的なことにも乗り出したい意欲を見せていた。

他の制度との比較において考えると、多額の費用とリスクを伴う EPA に比べ、技能実習生の受け入れはより多くの施設に開かれた選択肢ではある。しかし、これまでの技能実習生にも増して、人を相手とする介護の仕事では、日本語習得により注意を払う必要が出てくる。日本語指導のノウハウのない施設において、この面での対処がどのように行われていくのか、不安が残る。実習生の日本語能力が不足する場合、介護現場の労働のうちでもコミュニケーションや専門技術をさほど必要としない業務を行わせるという方策もあるが、その場合は、技術を身に付け母国に持ち帰るといった技能実習制度の趣旨との整合性が問題となろう。言語能力が不十分なまま、サポートを得られずに働き続けることは精神状態に強い負の影響があるとの研究もあり、そのような状態で介護現場の労働に従事させることのないよう、留意すべきである。

技能実習制度の活用方法やその注意点(基本的人権の尊重など)について、行政が積極的に情報を提供するとともに、各施設が利用できる日本語プログラムの提

供が、地域ごとに必要となってくるのではないだろうか。

Ⅲ. 検討されるべき政策の方向性

これまでの調査・検討を踏まえ、当プロジェクトとしては、秋田県の取るべき政策の方向性について、以下の通り提言する¹⁰⁾。

1. 総合調整の必要性

まず、介護分野における外国人材の受け入れについて、総合的な政策調整が必要である。そのためには、県庁内に、外国人材の受け入れについて総合的な検討と部局間調整を所管する部署を定め、担当係を置くとともに、関連部局及び社会福祉協議会、老人福祉施設協議会、老人保健施設協会等と外国人材受け入れのあり方について協議を進め、各施設への情報提供、また受け入れを希望する施設への支援体制を整えるべきである。もしくは、介護人材の確保・育成を所管する部署が、外国人材の受入れ・活用についても担当することが考えられる。

現状の課題

県庁内で、外国人材受け入れに関する総合的な調整は、現在存在しないあるいは表立っては見えない状況といえる。技能実習制度の介護分野への拡大を含む2015年の国家戦略特区の申請は、企画振興部が取りまとめに当たったと思われるが、その後、外国人材受け入れの総合的な検討を行っているわけではないようで

ある。また健康福祉部は、介護人材の需給動向について県内施設に対して調査を行ってはいるが、外国人材の受け入れについては調査項目に入っていないようであり、特段の検討も行っていないようである。さらに国際課は、定住外国人に対する施策を担当しているが、介護分野への外国人材の受け入れや定住外国人の就労支援にはこれまでのところ関与していないようである。また、地域の日本語教室が日本語支援の一翼を担うこともあり、現在こうした教室を運営する市町村との情報交換や協働も進められるべきであるが、そうした動きも見られない。

一言でいえば受け入れを積極的に進めている部局がなく、基本的に「施設任せ」という状況と思われるが、施設側も外国人材受け入れについては情報がない、どうやって進めたらいいかわからない、さらには「県の動きを待っている」といった状況であり、県も施設も二の足を踏んだまま、人材受け入れの準備がほとんど進んでいないように思われる¹¹⁾。

受け入れへの基本姿勢

県としてどこまで外国人材の受け入れを奨励すべきかについては議論があるとしても¹²⁾、介護分野における人材不足が多く施設において認識され、今後のさらなるひっ迫が予想される中で、外国人材の受け入れを現実的な選択肢の一つとして施設側へ提供することは、県として妥当な政策と思われる¹³⁾。そのためには、いざひっ迫してからでは対応が遅く、3 -

5年先の状況を見越して受け入れ態勢の整備を進めるべきと思われる。それというのも、受け入れの形態にもよるが、施設側が受け入れを決めてから実際に受け入れをできるまでには、2 - 3年の準備期間を要するからである。今後1 - 2年で体制整備をして、施設側への情報提供を行うことで、ようやく3 - 5年後に受け入れに至るというタイミング感である。

以上の状況から、特に介護分野における外国人材受け入れについて総合的な政策調整、情報収集及び情報提供を担う担当課を定め、担当する係員（政策コーディネーター）を置くことが検討されるべきである。この職務にある者は、外国人材受け入れについて1) 県内施設の状況・意向の把握、2) 受け入れ形態ごとの必要政策の把握・整備、3) 施設側との意見交換・情報提供、4) 市町村との意見交換・情報提供を担うことが考えられる。また、こうした施策は、先に挙げたように既存の部局を横断することから、総合政策課など、部局を横断した調整をできる部門が担うことが望ましい。

以下、受け入れ形態ごとに検討すべき政策について述べる。

2. EPAによる受入れ

EPAによる受け入れは、看護人材と介護人材があるが、看護人材の受け入れは国家資格取得へのハードルがあまりに高く、高額の受け入れ費用を支払い¹⁴⁾、200 - 300万かつ途中帰国のリスクを負って、

受け入れを試みる施設が広がることはあまり考えられない。東京都の支援を受けてEPAによる受け入れ人材の日本語及び国家資格取得支援を行っている首都大学東京でも、看護人材の受け入れの費用対効果については疑問を持っているようである。他方で、介護人材の受け入れについては、EPAの受入れ要件を満たす施設での受け入れを前提に、体制の整備は検討されてもよい。

そのためには、利用者との会話を含む日常の日本語会話、介護に要する専門的な日本語会話、さらには国家資格（介護福祉士）取得に至る専門的な日本語の読み書きの力を養成していく必要がある。

現在、秋田県内ではせいとく会が国際教養大の日本語教員と連携して日本語教育と国家資格取得の支援を行っているのみである。今年受け入れを始める潟上市の施設では、語学及び資格取得の支援方法はまだ検討中とのことである。

少なくともEPAの受入れ要件を満たす施設を中心に、介護分野での外国人材受け入れを可能とするためには、どの施設でも活用できる日本語及び国家資格取得支援の仕組みを作らなければならない。具体的には、東京都の支援を受けて、首都大学東京と国際医療福祉大学が行っているプログラムのように、秋田県が一定額を拠出し、国際教養大学等の日本語プログラム、そして福祉系の大学や専門学校などの教育機関が連携して、EPAによる受け入れ人材のための支援を行う仕組みを作ることが考えられる。

県内が広域で、施設が分散しているため、どのように施設で働く外国人材に教育の場を提供するかが一つの課題となるが、湯沢市のせいとく会の場合も、外国人材は基本的に施設及び自宅で教育を受けており、秋田市にある国際教養大学へ通っているわけではない。定期的に県内の大学の日本語教員や大学院生が施設に赴いて指導に当たるとともに、日々の学習課題については、施設側の監督のもとに、インターネットを活用した添削指導等で進めることになろう。

各施設へ赴く人員が不足する場合は、首都大学東京の例のように、定期的に候補生の側が教室へ通うことも考えられる。この場合、県域の広大性に配慮して、たとえば秋田市、大館市、横手市など、県内各地の主要都市に会場を借り、そこに当該地域の候補生が通うことも考えられる。

首都大学東京は、EPAによる人材養成のために、任期制の教員を複数名雇っている。秋田県でも県内の大学にこうしたプログラムを設置し、2-3名の任期付き教員を雇って事業展開をする仕組みを検討してみてもどうか。また、施設側はこの仕組みを利用するために、教材費など候補生ごとにかかる分の費用を負担することが考えられる。

3. 定住外国人の就労促進

秋田県にはすでに数十年定住し、日常の日本語会話を行うことのできる定住外国人が、フィリピン・中国を中心に少なからず存在する¹⁵⁾。すでに県内の施設で

も、こうした定住外国人を雇ったことがある施設、また現在雇っている施設がある。定住外国人を雇った経験のある施設では、その資質について特に日本人と区別はしておらず、日本人職員の場合同様に、合わずに辞める場合もあれば、周りからの信頼も得て続く場合もあるという認識である。施設側が外国人材受け入れにあたって、求める資質を聞くと、初任者研修（旧ホームヘルパー2級）を目指す意欲と素養があれば十分で、EPAが前提とする介護福祉士の資格取得までは求めているようである。

そもそも、日本人職員でも介護福祉士等の資格の取得は選択的で、まず就労してから、取得を目指すことも多い。外国人材に限って、就労当初から資格を求める特段の理由もない。また、言葉に関して受け入れに積極的な施設の認識を聞くと、言葉はできてもできなくても、それぞれの段階に応じた仕事はあり、より重要なのは利用者に目を向け、心のこもった介助をしようとする姿勢のようである。人材不足のあまり、現在日本人職員については「どんな人でも受け入れざるを得ない」状況になっている中で、介護という仕事への意欲もあり、気遣いもある定住外国人により目を向けてもよいように思われる。

聞き取り調査を行った大館市の施設に務めているフィリピン出身女性は、すでに初任者研修資格を自力で取得し、介護福祉士の国家試験も、地元の日本語教室の先生のボランティア指導を受けながら、

すでに2回受験しているとのことであった。受かるか受からないかわからないから施設側にも伝えないでこうした努力を続けていることが、当プロジェクトのインタビューの場で、施設側が同席していたことから伝わり、施設側も、日本人職員同様資格取得への助成をすることを申し出た。

定住外国人は、すでに地域の一員で、家族生活を通じて方言や地域の風習、家族の形態や親戚付き合いのあり方など、日本的な感覚を習得していることも多く、新しく外国人材を受け入れる場合に比べて、現場へも馴染みやすいと考えられる。施設側がこうした住民に門戸を開くこと、またこうした住民が介護という仕事の間が自らに開かれていることを認識することが重要な一歩である。ひとたびこうした住民が施設で働き始めれば、基本的には日本人職員同様に接していくことでよい。ただこの場合も、より分かりやすいように情報伝達の手段を工夫し、話し方を変えていけば、定住外国人の就労は一層スムーズになるし、日本人職員同士を含めたコミュニケーションのあり方の見直しにもつながるだろう。また、施設職員や利用者には外国人材の来歴や状況を知らない者が多いと思われるため、たまたま外国出身だが、定住者であり、日本人と同じように雇った、という認識を共有することは重要である。

定住外国人登用のための支援

定住外国人は、数十年地域に住み、日

本人住民同様の生活を送っている者も多いことから、第一には、一般向けに開講される介護職員初任者研修に、定住外国人も参加しやすいよう、こうした講座の運営者の理解情勢、また定住外国人への情報提供を行うべきである。初任者研修資格を求める定住外国人は、現在は民間企業が主催する講座に通う場合が多いようである。自治体や社会福祉法人など、公益性の強い団体や、外国人材の受け入れを考えている法人が、外国人住民の参加も視野に入れた講座を開くことも考えられる。

なお、こうした定住外国人は、日常の日本語会話や日本人との接し方については慣れていても、介護の専門用語や、申し送りなどに必要な読み書き、また資格を取得する場合の準備については、支援を要する。

そこで、「すみだ日本語教育支援の会」のように、定住外国人向けに介護に特化した日本語教室を地域で開催することは大きな助けとなる。県内には、各地に市町村が運営主体となり、ボランティアあるいはボランティア同然の条件で在住外国人への日本語・日本文化指導に当たっている日本語教室がある。こうした教室の一部で、介護に特化した日本語の補習が行えるようにすることが考えられる。県や市町村が、こうした教室へ介護分野の日本語教育の教材を提供するとともに、介護に特化した日本語指導者養成講座を、県国際交流協会などと連携して開催する。定住外国人には、介護に必要な日本語の

補習が行える教室の情報を広報誌等で告知し、施設経営者や定住外国人コミュニティに伝わるようにする。

大館の施設で働くフィリピン出身の女性は、自身の周りにも数名、同様に介護の仕事志向するフィリピン出身女性がいると述べていた。上述のような仕組みがあれば、各地域で毎年数名ずつでも、外国出身者が介護の職へ進むことを目標にできる。県全域では、数十人単位の定住外国人を介護の職へと導くことができよう。

この方法により、少なくとも EPA による受け入れよりは早いペースで外国人材の活用を進められる。また EPA による受け入れに比して、施設側へのハードルは大幅に低く（数百万円の受け入れ費用がかからない）、定住外国人なので途中帰国のリスクも少ない（職に合わずに離職する場合もあることは日本人同様である）。中小の施設を含め、多くの施設にとっては、この方法での外国人材活用がもっとも考えやすい方法と思われる。但し、県内在住外国人の総数は頭打ちで、今後増える傾向にはないため、現在いる外国人のうちで素質のある者を登用しきった段階でこの方法による人材活用は限界となることを念頭に置く必要がある。

4. 技能実習制度

技能実習制度の介護分野への拡大は、すでに法案が国会に上程されており、近く可能となることが見込まれる。EPA による受け入れに比べて、国家資格の取得

を前提とせず、5年間を限度とし、帰国を前提として受け入れる制度になる。技能実習制度は一般的に、受け入れの母体となる商工会等の実習受け入れ団体を通して、各職場（「実習実施機関」）へ実習生を受け入れる仕組みである（団体監理型）。施設側としては、実習生への給与のほかに受け入れ団体に対して、月に3万円程度の管理費を支払うのが一般的である。EPA に比べて、施設側の持ち出し費用は限られ、給与も一般的に低水準であることから、施設側にとって受け入れのハードルは低いと言える。但し、技能実習制度自体に、労働基準法に違反するような低賃金・長時間労働や、移動の自由の拘束等への国内外からの根深い批判が多いことに留意しなければいけない。

施設側は、実習生といえども、日本人の労働者と同じように考える必要がある。実習生の「逃亡」が近年大幅に増加する傾向にあり、他方で「逃亡」の抑止のために携帯電話やパスポートを取り上げ、寮から出られないように監視する企業側の行動が批判されることがあるが、これは実習生を企業に縛り付けられた特殊な存在と見るからである。日本人の労働者であっても、特に介護分野では、離職や職場の移動は多い。条件や職場の雰囲気合わなければ移動を模索するのは日本人でも外国人でも変わらない。また、日本人の労働者の離職や移動を妨げるために身分証を取り上げ、寮に閉じ込めるようなことは考えられない。技能実習生であれば悪条件のもとでも一つの企業に縛

り付けられるという考え方を払しょくする必要がある。

すなわち、施設側でも、日本人労働者同様、実習生が継続して勤務できるかどうかは、施設側の条件と、実習生の資質次第であり、必ずしも全員が当初の見込み通り勤め続けられるとは限らないことを、一定のリスクとして織り込んで受け入れを進める必要がある。現行の技能実習制度の下では、実習生が実習受け入れ機関から「逃亡」することは違法であるが、それは入管法上の問題であり、だからといって、雇用者が実習生を縛り付けるようなことがあってはならない。

介護という職の性質に留意を

技能実習生の受け入れに当たって、留意しなければいけないのは、介護という職の特殊性である。これまで技能実習制度は、農業や漁業、繊維業や食品加工業などで受け入れが盛んに行われてきたが、介護という職は人のケアに当たる仕事であるだけに、これまで以上に、職への理解や意欲がある実習生を受け入れていく必要がある。また、言語や技能が不十分だからといって、これらをあまり必要としない仕事にのみ実習生を留めおくことは、技能実習制度の趣旨に抵触する恐れがあるほか、職場において日本人と外国人の階層化を生じることにもなりかねない。実習実施機関には、実習生が十分に技能を習得できるような職場環境を作り、必要なサポートを行うことが求められる。

実習生の選考や実習実施機関の監督は、

受け入れ団体と、技能実習制度を統括する国の機関（現在、公益財団法人国際研修機構＝JITCO）の責任となるが、県としても、こうした団体・機関と連絡して、県内の施設に勤める実習生の実態把握に努めていく必要がある。

また、実習生の日本語指導は、受け入れ団体及び実習実施機関の責任であるが、実際に実習生に対してどこまでの指導がなされているか、実態は不明な部分が多い。県としては、たとえば地域の日本語教室に実習生が通いやすいよう、施設側に教室について周知し、教室に通えるようなシフトを組むよう施設側に促すべきである。ただ、現在地域の日本語教室は介護分野に特化した日本語指導は行っていない。従って、この分野の日本語指導は受け入れ団体が独自に手当てするか、定住外国人の登用の項で述べたように、県や市町村の関与のもと、地域の日本語教室のうち各地域の拠点となる教室において、介護分野の日本語の補習が行えるような体制整備を行う必要がある。

5. まとめ

以上をまとめると、外国人介護人材を県内の介護施設が必要に応じて選択できる現実的オプションとして提示するために、以下のような体制整備の検討が必要と思われる。

1) 県としての総合調整機能の確立

県庁においては、受け入れ形態ごとの仕組みの把握や体制の整備、施設側の需

要の把握及び施設への情報提供、市町村との調整などを担う担当部局を定め、政策コーディネーターを置く。

2) EPAによる受け入れへの対応

県が出資し、施設側からも応分の負担を得て、日本語教育を担う大学、国家資格の取得へ向けた専門教育を担う専門学校等が連携する「介護のための日本語プログラム」を開講する（当面は要望のある施設を対象として開講し、需要が増す場合には、県北・県央・県南といった地域ごとに開講する）。この仕組みを、適宜下記3) 4) による登用・受入れにも活用・応用する。

3) 定住外国人の介護分野への登用

介護職員初任者研修合格を目的とした各種講座（特に外国人を対象としたものではなく、一般に住民へ提供されるものでもよい）への定住外国人の参加を促すとともに、地域の日本語教室で、こうした目的の定住外国人に日本語の補習（特に介護に必要な読み書き）ができる体制を整える（介護分野に特化した教材の購入や、指導者養成講座の開催）。

4) 技能実習制度の適用が認められた場合

関係機関と連携して、県内の介護施設に制度の趣旨について周知するとともに、受け入れた実習生の待遇や研修体制について、実情を把握し、実習制度の趣旨を逸脱する運用がなされないよう留意する。特に日本語の指導については、地域の日

本語教室も活用した日常会話の指導、また受け入れ団体や実習実施機関における専門的な指導が適切に行われるよう、市町村とも連携して情報提供に努める。

5) 県民の理解醸成

一口に外国人材の受け入れ・登用といっても、上記のように様々な類型があり、その条件や立場に違いのあることを、施設また利用者に周知し、県民の理解を得るために、各種の広報手段を活用する。

少子高齢化が全国最速で進む秋田県において、今後ひっ迫も予想される介護分野の人材不足を補う一つの手段として、以上のような外国人材受け入れの体制整備を検討することが望まれる。

注

- 1) 厚生労働省社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会「2025年に向けた介護人材の確保」(平成27年2月25日)など。
- 2) 厚生労働省「医療・介護に係る長期推計」(平成23年6月)。
- 3) 経済連携協定による受け入れは、公式には人材不足を補うことが目的ではなく、二国間の経済関係を強化する施策の一環として行われている。しかし、これを受け入れる施設側では、人材不足があってこそその受け入れであろう。同様の論理は、技能実習制度にも当てはまり、公式の目的は技術移転を目的とした研修のための受け入れだが、実習実施企業の多くは人材不足の深刻な中小企業であり、実質は人材不足を補う手段となっている。
- 4) 外国人介護人材受け入れの在り方に関する

- 検討会「中間まとめ」(平成27年2月4日)。
- 5) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」。
この資料は同研究所「人口問題研究資料」第330号(平成25年12月25日)として刊行されている。
 - 6) EPAによる外国人看護人材の受け入れは、制度が前提とする看護師国家試験合格へのハードルが高く、受け入れ費用が高いことに加えて施設側にとってリスクが大きい。これに対し、介護の分野では、EPAによる受け入れのほか、定住外国人の雇用、技能実習制度の適用(職種追加)など選択肢が多く、秋田県でもより現実的な方策である。
 - 7) 2015年11月-2016年1月にかけて県内の養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設に対して実施し、計92施設より回答を得た。
 - 8) たとえばEPA介護福祉士候補者の受け入れ機関・施設は、「介護福祉士養成施設の实習施設と同等の体制が整備されていること」「常勤介護職員の4割以上が介護福祉士の資格を有する職員であること」などを要する。そのうえで、介護福祉士国家試験の受験を前提とした介護研修計画を策定し、研修責任者に加え、「専門的な知識・技能に関する額素湯の支援、日本語学習の支援、生活支援等を行う研修支援者」も置かなければならない(国際厚生事業団「EPA介護士候補者受け入れ機関・施設の要件」)。
 - 9) 1年目に「日本語コース」、2年目に「専門日本語コース」とステップアップするプログラムが組まれている。
 - 10) 提言の性質について、注(1)参照。
 - 11) なお、県自身が積極的に外国人材受け入れを検討しているようには思われないものの、当プロジェクトの調査に関しては、企画振興部や健康福祉部の担当者に、様々のご協

力をいただいたことを謝して付記したい。

- 12) 外国人材の受入れについては、住民感情や様々の不安が存在することもあり、一概に受入れを推進するわけにもいかない事情がある。どういう人材をどういう形で受け入れるのか、県民の理解も得ながら、検討を進めることは重要である。
- 13) 介護分野の担い手育成、離職防止、復職奨励、介護業務の一定の効率化、家族介護への支援など、様々な対策を講じることと合わせて、なお人材の不足する部分について、外国人材の受入れ・活用も検討しなければならない、というのが今日国レベルで受入れ政策の議論が行われている理由であろう。
- 14) 国際厚生事業団が平成 27 年度の募集に関して示したものとして、候補生一人当たり、同事業団へのあっせん手数料 131400 円、滞在管理費 3 万円（毎年）、日本語研修費として 36 万円、送り出し機関へ 450 ドル（マッチング成立時）などの支払いがある。そのうえで給料、そして国家試験合格へ向けたサポートにかかる費用が発生することになる。（同事業団作成「平成 27 年度版・EPA に基づく介護福祉士候補者受入れの手引き」）
- 15) 平成 25 年 12 月末時点で、フィリピン国籍の在住外国人数は 598 人で、その大半が永住者・日本人の配偶者と考えられる。なお、県内の永住外国人は（特別永住者とは別に）1234 人である。（秋田県企画振興部作成「平成 26 年度・秋田県の国際化の現状」）

文化遺産観光研究プロジェクト報告

地方文化財を活かした観光づくり

－「横手のかまくら」を事例に－

後藤 尚紀・中川 秀幸

要旨

本稿では、地方文化財を活かした観光づくりのケーススタディとして秋田県横手市の市指定無形民俗文化財である「横手のかまくら」のアンケート調査を実施した。「横手の雪まつり」当日に訪れた回答者のプロフィールから、横手市外からも多くの観光客が訪れている一方で、「横手のかまくら」の重要な要素の一つ、水神様を祀るという認識が市外の在住者にあまり知られていないことを明らかにした。また、歴史的文化的価値などの利用価値が高く認識される一方で、オプション価値を含む非利用価値が低い傾向にあることを示し、その原因について考察した。

キーワード：無形文化財、文化資産、観光資源、横手のかまくら

The Use of Local Cultural Property as a Tourism Resource In the Case of “Yokoteno Kamakura”

GOTO Naoki, NAKAGAWA Hideyuki

Abstract

“Yokoteno Kamakura (Home of Snow Gods)” is a city-designated intangible folk cultural property in Yokote city, Akita prefecture, Japan. As a case study, in which local cultural property is used as a tourism resource, we conducted a survey at the studied site. The results of our questionnaires revealed that whilst many tourists had come from outside Yokote city, such tourists had less knowledge on one of the most important elements about “Yokoteno Kamakura”. Also, we attempted to analyze why non-use values, including option values, were not recognized nearly as much, contrary to use values such as historical and cultural values.

Keywords: Intangible Cultural Property, Cultural Resource, Tourism Resource, Yokoteno Kamakura

I. はじめに

地方の活性化が叫ばれる昨今、地方のまちづくりに文化を取り入れる仕組みが整備され、それに伴い文化財を利用した観光業も、発展、多様化してきた（垣内2012）。全国最多の無形民俗文化財を保有する秋田県でも、以前から文化財を活用した観光業を取り入れてきた。中でも本稿で取り上げる横手市の市指定無形民俗文化財「横手のかまくら」は早くから観光化に力を入れており、今では全国でも名の知れた秋田県を代表する伝統行事である。

文化財を活かした観光化を進めていく一方で、文化財自体の本質的価値を保つことも重要である。第2次横手市総合計画前期基本計画の中で、横手市文化財保護課と歴史まちづくり課が「地域の伝統的な文化的資産が失われつつある」と警鐘を鳴らしており、「横手を全国に発信することのできる大規模な文化的資産を再評価」すること、またそれを「より多くの人々にわかりやすく周知」し「市民に郷土への愛着と誇りを育む」ことを施策に取り入れている（横手市2016）。

これを踏まえて、以下の三点を今回の調査目的とした。まず、「横手のかまくら」のような有名な文化的資産に携わる人々の規模を把握するために、以前まで横手で完結していた伝統行事が現在どれほど多くの観光客を巻き込んでいるかを調査した。次に、現時点で「横手のかまくら」とは別に「かまくら」と称される行事が全国に多数存在していることから、地元

の人々を含めた訪問者が、他のかまくらとの違いを認識しているかを調べた。そして最後に、訪問者が「横手のかまくら」に対して歴史的文化的価値を含めどのような価値を持っているかの把握を試みた。

2016年2月、「横手のかまくら」が見られる「横手の雪まつり」開催日にアンケート調査を行い、地元住民を含む訪問者の現状調査を行った。本稿では、まず「横手のかまくら」の歴史に触れ、その過程で形成された特徴について考察し、次にアンケート調査で得られた結果から訪問者の特性、「横手のかまくら」に対する理解度や価値認識を分析する。

II. 無形文化財「横手のかまくら」

a. 「横手のかまくら」の歴史

「横手のかまくら」は秋田県横手市の小正月行事である。平成12年2月3日に市指定無形民俗文化財に登録された（横手市2015）。

秋田県には「かまくら」と名の付く行事が複数ある。横手市教育委員会（1999）によると、もともとは左義長から発した火まつりであり、仙北市角館の「火振りかまくら」や美郷町「六郷カマクラ」などもこの部類である。以前は、横手市で作られたかまくらでも内町と外町で大きな違いがあった。横手市教育委員会（1999）によると、幕末期までは武家が住む内町を中心として左義長のかまくらを作り、鎌倉大明神を祀る火まつりをかまくらと呼んでいた。一方、商人が住む外町では、水神祭りとして井戸端に水神様（オシズ

の神)を祀っていた。また農村部では鳥追いを行ったあと雪穴でもちやせんべいを食べる行事があった。武家社会の崩壊を経た明治30年前後に、内町の左義長かまくらが外町の水神まつりに加わり、さらに鳥追いの雪穴が合体し、それをかまくらと呼ぶようになったと言われている(長井1995)。

変化したのはかまくらだけでない。行事に従事する人々、かまくらの価値を享受する人々も変わってきた。各家庭でかまくらを作り町内の人々がそれぞれお賽銭を渡しあっていた昭和20年頃までは行事が町内で完結していた(横手市教育委員会1999)が、昭和34年に、現在も雪室の基準となっているモデルかまくら(直径約3.5m、高さ約3m)ができてからは安全面から市全体が行事を管理するようになり、同時に外から観光客がやってくるようになった(長井1995)。また観光化が進むにつれ、ボランティアによる蛇の崎川原のミニかまくら作成など、地元住民と行事との繋がりを守る運動も盛んになった(横手市観光協会2016)。こうして行政、地元住民、観光客など様々なステークホルダーが「横手のかまくら」の継承に関わり、価値を認識、享受してきた。

b. 「横手のかまくら」の特徴

市指定無形民俗文化財指定申請に明記されている文化財の内容によると、「横手のかまくら」の特徴は(1)水神祭りであることと(2)開催日が毎年2月15日である

ことの大きく2つに分けられる。

(1)水神祭りは、飲料水が乏しかったことから、水に対する畏敬が信仰となって共同井戸に水神様を祀る行事だった(長井1995)。明治から大正にかけて各家庭にポンプ式の井戸が設置されてから、次第に水神祭りとしての影が薄くなり、代わりに子供がよく遊ぶ雪穴の奥に祭場を移動した(秋田県庁2005)。大正から昭和40年前のかまくらを記憶している人々のアンケート調査結果(横手市教育委員会1999)には、雪室が現在の形と異なっている一方で、ほとんどのかまくらで水神様を祀っていたと記録されている。また昭和11年頃は雪だけのかまくらは崩れる心配があり禁止された(タウト1962)という文献もあり、「横手のかまくら」が必ずしも雪のみで作るという様式に囚われていなかったことが分かる。このことから、雪室自体よりもむしろ水神様を祀ることに「横手のかまくら」の特徴があると言えよう。

また、水神様の祭場が雪穴に移動してから現在にいたるまで、かまくらは子供が主役の民俗行事だった。子供が遊ぶ雪室に水神様が祀られるようになったのは、神が最も近く容易に扱いやすい存在が子供だったからだという説がある(秋田県庁2005)。子供らは雪室の中で遊ぶだけでなく、水神様の神主としての役割を担っており、訪れてくる町内の人々に対し「上がったんせ」などと大人の訪問言葉を真似て、もてなしていたという記録が残っている(横手市教育委員会1999)。したがっ

て、水神祭りに付随して子供も「横手のかまくら」に欠かせない要素だと考えられる。

現在、有志によって制作されたミニかまくらも含め「横手の雪まつり」当日にみられる全てのかまくらの中に水神様を祀った祭壇を設けている。また子供は、神主として雪室の中から外にいる大人たちを招き入れもてなしている。他にもモデルかまくらには厨子、色紙、灯明などが見られ、お神酒や餅などが供えてある(図1)。



図1 雪室の内部 (木戸五郎兵衛村)

(2)「横手のかまくら」は観光化が進んだ今でも、小正月行事として15日、16日を開催日にしている。1954年に開催日を固定し、16日、17日の梵天と合わせて現在の「横手の雪まつり」という行事になった(長井1995)。

開催日が2月15日である理由は、雪まつりのもう一つの行事、梵天の旭岡山神社への奉納祭が17日に固定されていることと関係している。梵天とは、各町内や職場の若者達が長さ4mの竿の先に、「五穀豊穡」「町内安全」「商売繁盛」などの

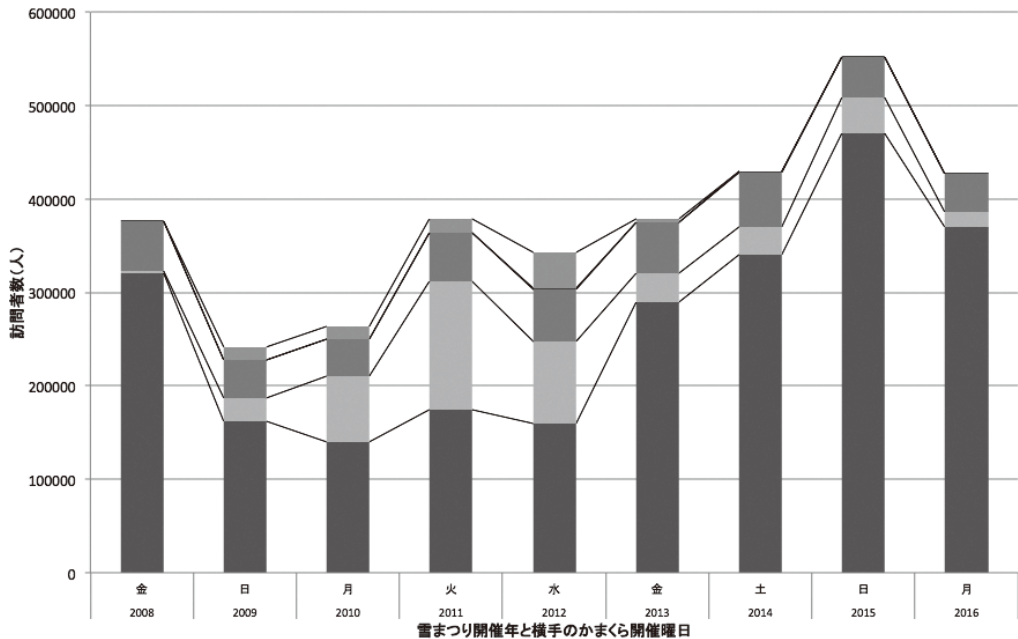
願いが込められた豪華な頭飾りをつけて、本殿を目がけて先陣を競って押し合う行事である(横手市2014)。後の訪問者数のデータ分析にて詳しく説明するが、観光客が集まる土日ではなく、伝統を崩さないように日にちで固定しているのは「横手のかまくら」が梵天とは不可分なためである。

c. 他のかまくらとの違い

現在、かまくらと呼ばれる雪室状のものは関東から上に位置する雪まつりで多数存在しているが、「横手のかまくら」は文化財であるという点から、異なるものであることが分かる。例えば、長野県飯山にある信濃州の「レストランかまくら村」では雪室の中で食事をするサービスを提供しているが、この場合のかまくらは雪室のみを指していると考えられる(信州いいやま観光局2016)。

また、栃木県日光市の湯西川温泉の「かまくら祭」は日本夜景遺産「歴史文化夜景遺産」認定イベントとしてPRしている(日本夜景遺産2016)が、2004年発足の比較的新しいイベントであるうえに、ボランティアによって作られたミニかまくらの中はガラスコップに包まれた蠟燭であり、これも雪室であること以外に「横手のかまくら」との類似性がみられない。

このように、民俗行事として水神様を祀り、その神主である子供が現在も主役となっている「横手のかまくら」は雪室を利用する他の観光資源と大きく異なっていることが分かる。



- 秋田ふるさと村: 雪まつりのメイン会場から離れた秋田ふるさと村にて開催される。2014年以降は開催していない。
- 撮影会: 本番よりも先取りで行われる。2011年を境に場所が旭岡山神社宮司宅前から木戸五郎兵衛村に移された。
- 梵天: 小正月行事で毎年16、17日に開催される。
- イベントかまくら: 正式名称ではなく、「横手のかまくら」とは別に観光用に毎年テーマや呼称が変わっているイベントを筆者がまとめたもの。開催日程も土日を含めた4日間程とかまくらに比べて長い。
- 横手のかまくら: 小正月行事で毎年15、16日に開催される

表1 横手の雪まつり 訪問者数

d. 「横手の雪まつり」訪問者数

ここでは、まず「横手の雪まつり」の過去数年の訪問者数から「横手のかまくら」の現状を考察する。

表1は2008年から昨年までの訪問者数の推移を示している。訪問者数は“秋田ふるさと村”“かまくら撮影会”“ほんでん”“観光かまくら”そして“かまくら”のそれぞれのデータを積み上げ棒グラフとして表示している。ただし、この中で“横手のかまくら”を指すのは“イベントかまくら”と“かまくら”だけである。

訪問者数に関しては毎年どの曜日にあるかによって変化があるものの、全体的

に増加傾向にあると言える。“かまくら”だけに注目すると、2008年には30万人を超えていた訪問者数が2012年までにほぼ半減したがその後再び増加を続け2015年には45万人を超えた。2016年は前年に比べると減っているように見えるが、これは開催日が月曜日であるためである。このデータからだけでもいかに「横手のかまくら」が横手市を超えて多くの観光客に享受されているかが予想できる。また、訪問者数増加の一因として、伝統的な「横手のかまくら」に加え、毎年新たな形のかまくらを提供している（イベントかまくら²⁾）点も留意されたい。

Ⅲ. 「横手のかまくら」アンケート調査

a. 調査目的

先に述べたように、「横手のかまくら」の変遷を踏まえて、以前まで横手市で完結していた伝統行事が今ではどれほど多くの観光客を巻き込んでいるか、地元の人々を含めた訪問者が他とのかまくらの違いを認識しているか、そして「横手のかまくら」に対してどのような価値を持っているかの三点を主な目的として調査を行った。

また「横手のかまくら」の文化財的価値と観光資源としての価値が必ずしも相反するとは限らず、むしろ観光客からの意見を取り入れ行事の利便性を高めることは、文化財を後世に受け継ぐためにプラスとなると言える。したがって、本調査では観光客の「横手のかまくら」に対する意見も幅広く集めることにした。

b. 調査概要

訪れた観光客の実態を明らかにするために「横手の雪まつり」が開催される2016年2月13日から16日の4日間、現地でアンケートを配布して調査を行った。本調査のために2回の事前調査に加え、パイロットサーベイを行い、回答者がアンケートにスムーズに回答できるように改良した。アンケートの質問事項には、交通手段、宿泊日数、在住地、「横手のかまくら」に対するイメージ、「横手のかまくら」の価値、社会属性などが含まれる。

c. 調査方法

4日間のアンケート実施場所として、駐車場が近くにあり無料巡回バスのハブとなっているかまくら館（図2）を採用した。調査時間は「横手の雪まつり」の開催より2時間ほど早い午後4時から終わり9時までのおおよそ5時間である。回答者に関しては、有権者である20歳以上を対象とした個人に配布した。

加えて14日15日の午前10時から午後3時にかけては、開催地から離れているが伝統的な茅葺き屋根の前にかまくらがある木戸五郎兵衛村（図3）にも出向いた。ここでは休憩所のスペースの関係上、20歳以上で原則一世帯につき一枚配布を行った。



図2 かまくら館



図3 木戸五郎兵衛村

どちらの実施場所でも、まず調査員が調査の概要と目的を説明したのちにアンケートを依頼する、モールインターセプト方式を採用した。受諾された回答者にアンケートを渡し自記入で行い、拒否された場合は拒否数として別にカウントした。拒否された理由については、大半が急いでいたためであり、アンケート自体に対する批判からの回答拒否は極めて少なかった。

表2 観光客調査回収率

かまくら館					
日付	調査員	配布数	集計数	拒否数	回収率
2016年2月13日	5	472	363	109	77%
2016年2月14日	4	375	284	91	76%
2016年2月15日	3	477	308	169	65%
2016年2月16日	4	371	243	128	65%
木戸五郎兵衛村					
日付	調査員	配布数	集計数	拒否数	回収率
2016年2月14日	4	98	98	0	100%
2016年2月15日	3	43	43	0	100%
総計		1836	1339	497	

1日目は天候が良かったが、2日目に雨が降ったため雪像がところどころ欠落していた。3日目4日目は逆に大雪になったためにかまくら館で足をとめた観光客が多くみられた。調査実施4日を通じて1836の調査票を配布し、1339の訪問者から回答を得た(表2)。

IV. 分析結果

a. 観光客の特徴

回答者の郵便番号からおおよその在住地を調べた結果が表3である。左は県別の在住地で、右では秋田県内に絞り市郡別の在住地をまとめている。まず秋田県内では、約24%が横手市から訪問してお

り秋田市がそれに続いて約20%となった。秋田県内の参加者は約62%となり3分の1以上が県外から来ていることが分かった。また、全体のおおよそ20%は東北外から来ていることが分かった。このように、多くの観光客が横手市外さらには秋田県外から訪れており、「横手のかまくら」が地元を超えて享受されていると確認できる。

表3 県別と県内別の観光客在住地

在住地	頻度	在住地	頻度	在住地	頻度	在住地	頻度
秋田県	786	徳島県	2	横手市	303	雄勝郡	9
東京都	94	香川県	2	秋田市	249	南秋田郡	8
岩手県	72	宮崎県	2	大仙市	60	男鹿市	4
宮城県	71	沖縄県	2	由利本荘市	35	大館市	3
青森県	45	富山県	1	湯沢市	32	北秋田市	3
埼玉県	29	福井県	1	仙北郡	29	鹿角市	1
山形県	26	山梨県	1	にかほ市	15	鹿角郡	1
千葉県	23	滋賀県	1	仙北市	14	山本郡	1
大阪府	14	奈良県	1	湯上市	10	北秋田郡	0
北海道	12	岡山県	1	能代市	9	計	786
兵庫県	12	山口県	1				
静岡県	8	愛媛県	1				
広島県	8	長崎県	1				
愛知県	6	神奈川県	0				
群馬県	5	石川県	0				
新潟県	5	和歌山県	0				
長野県	5	鳥取県	0				
福島県	4	島根県	0				
栃木県	4	高知県	0				
岐阜県	4	佐賀県	0				
三重県	4	熊本県	0				
福岡県	4	大分県	0				
茨城県	3	鹿児島県	0				
京都府	3	計	1264				

表4 在住地と宿泊日数のクロス表

在住地	日帰り	1泊	2泊	3泊	
全国	23%	33%	30%	9%	
東北地方	51%	43%	5%	1%	
秋田県	91%	8%	1%	0%	
計	68%	20%	9%	2%	
	4泊	5泊	計		
全国	4%	1%	100%		
東北地方	0%	0%	100%		
秋田県	0%	0%	100%		
計	1%	0%	100%		

表4は観光客の在住地と宿泊日数をクロス表にしたものである。在住地は全国、東北地方、秋田県の3つのカテゴリーに分けた。

秋田県在住者は日帰りが最も多く約91%となっており、1泊以上する観光客はほとんどいなかった。この時期のホテル、旅館が混んでいること、「横手の雪まつり」期間に合わせてJRの臨時列車が運行していること、そして何より在住地から距離が近いことから、この結果は妥当だと言える。

秋田県以外から来た東北地方在住者も半数が日帰りだったが、4割以上は1泊していた。ただし2泊以上する観光客はほとんど見られなかった。

東北地方以外の県から来た観光客は日帰りよりも1泊する観光客が多かったが、それでも5分の1が日帰りであることがわかった。宿泊した観光客でもおおよそ1泊と2泊が同数であった。

横手市での宿泊を視野に入れた観光づくりを行うためには、秋田県外在住で日帰りだった観光客に1泊してもえるようなプランを考える必要がある。そのためには、横手市内や秋田県の他の観光地との連携を強化するなどの施策が考えられる。例えば、毎年2月の第2土曜日と日曜日に行われている大館市の「大館アメッコ市」や湯沢市の「犬っこまつり」とは時期が重なっているため連携の実現可能性が十分にある。しかし以前「犬っこまつり」との連絡バスを提供したが上手くいかなかったことから、他の行事との連携自体に問題があるのか、もしくは観光客がそのような情報を事前に把握していなかったか、原因をより詳しく調べる必要がある。

表5 交通手段

交通手段	%
車	57%
列車	19%
バス	11%
徒歩	8%
飛行機	4%
その他	0%
計	100%

表5は回答者の交通手段を表にしたものである。なお、複数回答も含まれており、その他にはタクシー等が含まれる。ここから、全交通手段の約3分の2が“車”であることがわかった。アンケート回答者のなかには「駐車場の場所が分かりにくい」「駐車場を増やして欲しい」という旨のコメントが寄せられていたことから、交通整備だけでなく事前にどこに駐車場があるかをわかりやすく伝える方法を考えることが必要である。

b. 「横手のかまくら」のイメージ

調査では「横手のかまくら」を表現するイメージを6つ取り上げ、それぞれのイメージが訪問客にとっての「横手のかまくら」の認識と一致するか質問した。「横手のかまくら」のイメージである6つの選択肢では、“雪室”以外に“水神様を祀る神座”“綿入れはんてんを着て雪室の中で遊ぶ子どもたち”など、「横手のかまくら」の重要な要素が選択肢となっている。

回答の分析結果を表6示した。まず、それぞれの選択肢の“はい”と“いいえ”に対する割合を訪問者サンプル全体で見ると、雪室以外はすべて相対して“いいえ”が高い結果となった。先に述べたように、

横手のかまぐらのイメージ	訪問者 サンプル	内訳		
		横手市	秋田県内 (横手市を除く)	全国 (秋田県を除く)
		横手市との差異(“はい”のみ)		
雪室	はい 68.0% いいえ 32.0%	48.2%	21.4%	29.3%
水神様をまつる神座	はい 37.1% いいえ 62.9%	60.4%	(0.0332)**	(0.0324)**
綿入れはんでんを着て雪室 の中で遊ぶ子どもたち	はい 34.9% いいえ 65.1%	39.6%	-27.7%	-32.2%
火鉢と餅・甘酒	はい 44.1% いいえ 55.9%	60.4%	(0.0342)**	(0.0334)**
静寂に包まれた冬景色	はい 33.7% いいえ 66.3%	31.7%	1.0%	6.9%
かやぶき屋根の古民家	はい 6.9% いいえ 93.1%	68.3%	(0.0349)	(0.0341)*
		46.9%	0.1%	-6.9%
		53.1%	(0.0363)	(0.0355)+
		30.0%	2.3%	6.9%
		70.0%	(0.0346)	(0.0338)*
		10.2%	-5.5%	-3.3%
		89.8%	(0.0185)**	(0.0181)+

括弧内の数字はスタンダードエラー、括弧横の記号は+、*、**の順に10%、5%、1%の有意差を示す。

表6 「横手のかまぐら」のイメージと在住地のクロス表

本来の「横手のかまぐら」には雪室だけを指すものではなく、水神様を祀った神座や子供のおもてなしなどの伝統文化が含まれているが、今回の結果から雪室であればその他の基準を問わずかまぐらとして認識されている可能性があることがわかった。

次に、観光客の在住地を横手市、秋田県、全国の3つのカテゴリーに分けて、横手市在住者の割合と、全国と秋田県との差異を見ると、横手市とその他ではイメージの認識が大きく異なることがわかった。特に、「水神様をまつる神座」では全国と秋田県が30%程度にとどまっているのに対して、横手市は60%になっており、有意水準1%で有意差が認められた。なお、雪室に関して横手市の“はい”がそのほかの在住地より低い結果となっているのは、II b. で解説した通り、地元の人々にとって雪室自体が「横手のかまぐら」を体現するものではないという理解から

だと推測される。

以上より、横手市の在住者とそれ以外では「横手のかまぐら」のイメージに対する認識の差が確認された。この認識の差を埋めていくことが、全国のかまぐらとの差別化を測る上で重要な要素となると言えよう。

c. 「横手のかまぐら」の価値

表7 「横手のかまぐら」の価値

価値の選択肢	はい	いいえ	無回答
「横手のかまぐら」の歴史的、文化的価値は重要である	942	376	21
伝統的なかまぐらの行事を体験することは楽しい	730	588	21
子供や孫などの将来の世代に残しておきたい	677	641	21
「横手のかまぐら」が残っていること自体が素晴らしい	558	760	21
また来たい	482	836	21
「横手のかまぐら」があることを誇りに思う	397	921	21

次に訪問者の「横手のかまぐら」に対する価値認識を分析するため、5つの質問を設定し“はい”もしくは“いいえ”による回答を依頼した。その分析結果を

表7に示した。まず、「横手のかまぐらの歴史的、文化的価値は重要である」「伝統的なかまぐらの行事を体験することは楽しい」の過半数が「はい」と回答していた。これは、コメントに寄せられていたように、長い歴史をもつ歴史的文化的価値やおもてなしや地域とのふれあいに対する体験価値を含んだ「横手のかまぐら」の利用価値を反映していると解釈できる。

同様に、「子供や孫などの将来の世代に残しておきたい」という選択肢も「はい」と回答が過半数だった。これは継承の意思を表しており、本人が直接利用せずとも価値を見出している非利用価値のひとつである。

対して、非利用価値を暗に問う残りの質問では「いいえ」が半数を超える結果となった。特に、「また来たい」という選択肢(オプション価値)に60%が「いいえ」と回答していることから、ここでは考えられるその原因について考察したい。

まず、開催期間の日中に関してだが「横手の雪まつり」が夜に行われることから、観光の情報をあまり持ち合わせていなかった、もしくは何かがあると思って早めに来たがどのように時間を潰してよいかわからなかった、との回答がアンケートに寄せられた。このようにイベントの時間が限られ、手持ち無沙汰になる時間が増える場合、遠くからまた来訪するインセンティブが低くなってしまふと推察される。宿泊日数の欄でも述べたが、他の観光地との連携強化はリピーターを増やすという意味でも大変重要である。

2つ目に、「横手の雪まつり」の体験が一回で満足するものであって、目新しいことがないという回答がアンケートにあった。主催者側もこの問題を十分認識しており、「横手のかまぐら」とは別にプロジェクトマッピングなどの最新のテクノロジーを利用したアトラクションやカップル向けのラブかまぐらなど毎年新しいかまぐらを提供している。そして、このような伝統行事と新しい試みとの両立に関して、アンケートでは反対意見よりも賛成意見が多くみられた。

一方、このような回答が見られるということは、前述の分析結果からもわかるように「横手のかまぐら」を他の雪まつりと同様に考えている可能性がある。伝統と観光化のバランスをうまく保ちつつ、文化的資産としての価値を観光客に伝えることが適切だと思われる。

V. おわりに

本稿では、文化財を活かした観光づくりのケーススタディとして市指定民族無形文化財「横手のかまぐら」の調査を行った。

アンケート調査を通して、横手市外からも多くの観光客が「横手のかまぐら」を訪れていることが分かった。これは、観光化という点で予想通り大きな成功を収めているといえる。他方、「横手のかまぐら」の重要な要素の一つ、水神様を祀るというイメージが横手市民には定着していたが、横手市外に在住する観光客にはあまり知られておらず、こうした認識の違いは他のかまぐらと称した雪まつり

との差別化を図る上で重要な課題になると考えられる。また、訪れた観光客は地元の子供のおもてなしから「横手のかまくら」に対して文化価値や体験価値、遺贈価値を見出していた一方で、再度訪れるためのインセンティブが不十分であった。本調査で浮上した問題点は主催者側も認識しているものであったが、それを可視化することができたという点で有意義な調査であったと言える。

「横手のかまくら」の特徴を再確認し、地元住民とその他の観光客の間で認識の差異を示した今、この文化的資産をどのようにしてより地元住民と共有していくか、また、どのように外から来た観光客に分かりやすく伝えることができるかが、今後重要な課題になってくるだろう。

謝辞

本研究は、国際教養大学アジア地域研究連携機構の研究助成金の支援を受けて行った研究成果の一部である。本小論の作成にあたり、根岸洋助教から多くの知識や示唆を頂いた。また、一般社団法人横手市観光協会の高橋信行事務局長、横手市観光おもてなし課の越後谷利秋課長をはじめ、「横手のかまくら」の関係者の方々に多大なるご協力を頂いた。この場を借りて御礼を申し上げたい。

注

- 1) この表は横手市観光協会のデータを筆者が編集した。
- 2) 筆者が「イベントかまくら」としてまとめたイベントの名前と開催年は以下の通りである：ウェルカムかまくら (2008-2009)、かまくら DE ナイト (2010)；Happy かまく

ら Four Days (2011)；がんばろう 東北ハッピーウェルカムかまくら (2012)；プレハカム・ラブ♥かま～横手の冬を真っ先に～ (2013)；ちょこっと横手で…～心も体もあったかまくら～ (2014-2015)；ファンタスティックかまくら (2016)

- 3) 現在「横手の雪まつり」当日は、夕方までメイン会場と増田のまちなみや木戸五郎兵衛村との間で連絡バスを運行している。

【引用文献】

- 秋田県庁, 2005, 「雪国の民俗・水神を祀るかまくら」『美しき水の郷あきた秋田・農村の祭と伝統文化』
(<http://www.pref.akita.jp/fpd/bunka/amakura,sugawara/kamakura.htm> 2016年5月アクセス)
- 垣内恵美子, 2012, 文化的景観を評価する世界遺産富山県五箇山合掌造り集落の事例. 水曜社. 信州いいやま観光局, 2016, (<https://www.iiyama-ouendan.net/special/kamakura/> 2016年5月アクセス)
- 長井 陽, 1995, 「考察 横手のかまくら私考 観光行事への移り変わり」141-184 日本夜景遺産, 2016, 湯西川温泉「かまくら祭」, (<http://www.yakei-isan.jp/spot/spot.php?id=124> 2016年5月アクセス)
- 横手市, 2016, 「第2次横手市総合計画前期基本計画」36-38
- 横手市, 2015, 「横手市内指定文化財・登録文化財一覧」
- 横手市, 2014, 「(冬) 横手のぼんでん」
(<http://www.city.yokote.lg.jp/kanko/page300123.html> 2016年5月アクセス)
- 横手市教育委員会, 1993, 「横手のかまくら 附・雪の芸術」『市内文化財調査報告書』
- ブルーノタウト, 1962, 日本美の再発見 篠田英雄訳. 岩波書店.

2015 年度 JR 東日本 寄附講座 概要報告

根 岸 洋

要旨

アジア地域研究連携機構と JR 東日本との連携事業として、国際教養大学では 2015 年度秋学期に同社寄附講座として「文化遺産論」を開講した。本講座は基盤教育課程の一科目として開講したものであるが、筆者の担当する文化遺産観光研究プロジェクトの一事業としても位置づけて実施した。本講座においては通常の講義に加え、同社からの寄付金を活用したフィールドワーク、ゲスト講師による講義を複数回行うことで、実践的視点を重視する課題解決型学習（PBL）の形式を採用した。その結果、地域に残された自然や文化等の遺産を地域住民が主体となってその価値を保全しつつ、保全にかかる経済的負担と観光資源化から得られる利益のバランスをとる、持続可能な遺産観光（sustainable heritage tourism）の分野に絞ったほうが、本学の教育理念や地域活性化に貢献する観光振興を目指す JR 東日本のミッションにより合致し、また秋田県を含む東北地方が抱える課題の解決に大きく寄与する可能性が高いと考えるに至った。

キーワード： JR 東日本、寄附講座、遺産観光、持続可能性

Report of JR-East Funded Course in 2015

NEGISHI Yo

Abstract

The Institute of Asian Studies and Regional Collaboration (IASRC), as a collaborative project with JR (Japan Railway) East, has launched a JR-East Funded course in the fall semester of 2015: Cultural Heritage Studies. While this course is one of the subjects of Basic Education in the AIU curriculum, IASRC also defines it as an experimental field survey of Cultural Heritage Tourism Research Project. In addition to classroom lectures at college, we adopted the PBL (Project-Based Learning) method that included fieldwork studies in Akita prefecture and several guest lectures on cultural heritage and tourism industry. Consequently, in order to develop its capacity for the future planning, we find it better suited for educational goals of AIU and the mission of JR-East to focus on sustainable (cultural and natural) heritage tourism that deals with conservation of cultural heritage and sustainability of local communities through the promotion of tourism.

Keywords: East Japan Railway Company, Funded Course, Heritage Tourism, Sustainability

1. 講座開講の経緯

国際教養大学と東日本鉄道旅客株式会社（JR東日本、以下この略称を用いる）との繋がり、2015年3月に同社から寄附講座開設の打診を受けたことに始まる。

過去、旧・東アジア地域調査研究センターにおいて県内企業の寄附講座を含めた産学連携の取り組みを行っていた実績もあり、2015年4月に設立されたアジア地域研究連携機構（以下、本機構と略する）において、新たに同社の寄附講座を本学の産学連携事業の一つとして位置づけることとした。秋田県をはじめとした地域との連携をミッションの一つとして掲げる本機構にとって、地域活性化への貢献¹⁾を志向する同社は極めて親和性が高く、相互連携には大きな可能性があるかと判断したためである。

本機構に所属する教員のうち、文化遺産観光研究プロジェクトを担当する筆者が本講座を受け持つこととなり、同年5月にJR東日本本社観光戦略室に寄附講座実施計画書を提出後、同社秋田支社を通して本社側と協議を実施した。その結果、以下の合意事項をもって同年中に寄附講座を開設することになった。

- a) 単位付与を伴う通常の講義形式をとるため、本学の専任教員が主に担当することとし、外部から講師を招聘する場合や同社関係者等を除いて基本的に一般公開はしない。
- b) 秋田県をはじめとした東北地方が抱える課題解決型（PBL: Project-Based

Learning）の講義形式とし、小規模グループによる学習効果を高めるために受講者の上限を20名とする。

- c) 秋田県が有する全国的に見ても豊富な文化遺産を活用し、年間を通じた誘客を促進する「文化観光ルート」の具体案を考え、地域に向けて提案することを目標とする。そのため、寄付金を活用したフィールドワークを実施する。
- d) JR東日本社員のみならず、秋田県庁をはじめとする行政機関職員、観光関係者等に、ゲスト講師としての招聘も含めて参加してもらうこと。講義を依頼する場合、旅費等に寄付金を活用しても良い。

以上のような事項を踏まえ、担当教員である筆者がシラバス案を作成し、本学基盤教育（Basic Education）課程の定例会議に提出して検討した上で、日本だけでなく世界の事例も広く取り上げる「文化遺産論」（Cultural Heritage Studies）という名称・内容にて秋学期（2015年9月～12月）に開講する運びとなった。本講義は人文・芸術学（Arts and Humanities）の一科目として開講し、科目コードは200番台、付与される単位は通常科目と同じ3単位である。受講生19名²⁾のうち、日本人学生の内訳が4年生8名・3年生1名・2年生9名、交換留学生在が1名であった。

2. 講義のデザイン

(1) 課題解決型学習について

本講義は課題解決型（PBL）のスタイ

ルをとるようにデザインした。既に国際教養大学は米国等の幾つかの提携校と連携して当該形式の講義を数年に渡って行ってきた実績を有しており、多様な価値観や意見の存在する環境で指導力を発揮するための基礎能力を、フィールドワークを通じて学ぶという教育スタイルが大学の強みの一つとなっている³⁾。具体的には、高齢化社会や過疎地域の問題、大学の地域貢献等の日米両国の共通する社会的・地域的課題について、様々な視点から協働的にアプローチするというものである。

本講義も、本学のこれまでの教育実績を背景として、文化遺産の保全と観光振興の両立⁴⁾ という国際的課題の解決をターゲットに、豊富な文化遺産を有しながらも、これまで効果的な観光資源化をほとんど行って来なかった秋田県を調査対象として実施することにした。外国人旅行者を対象とした観光振興が国や地域をあげて進められている近年、遺産の本質的価値を構成する真実性 (authenticity) 等を保全しながらいかなる観光資源化を行うかは、日本国内のみならず海外でも課題とされていることが背景にある。特に、次世代の担い手を必要とする無形文化遺産を豊富に有する秋田県の場合、全国一のペースで少子高齢化が進行していることから、既に地域住民だけでは成り立たなくなっている祭りも存在する。このような現状を踏まえ、本県をモデルとして文化遺産と観光の両立をテーマとした課題解決型学習を実践することには、

本学と J R 東日本双方に、何より地域にとって一定の意義があると考えた。

(2) フィールドワークの位置づけ

他方、J R 東日本からの寄付金を活用することが出来るとは言え、本学が所在する秋田県は面積が広く移動に時間と費用がかかる上に、本講義は通常のカリキュラム内の一講義として開講されるために、県内各地で万遍なくフィールドワークを実施するのは現実的に不可能である。必然的に教室内で行う座学を中心としつつ、対象を絞って効果的なフィールドワークを実施する必要があった。また、既に観光資源化され、県の代名詞となっている文化遺産 (例：秋田市の竿燈祭り、男鹿市のなまはげ柴灯祭り等) は、本講義の主たる調査対象としては適していないと考えた。

そこで本講義では、2016 年度に新しい資料館やビジターセンター等の施設がオープンする地域をフィールドワークの主な対象として、地域の関係者 (local stakeholder) への質疑応答を含めたワークショップ形式の講義時間を、通常の講義時間とは別個に設けることにした。具体的には、国指定史跡 (以下、史跡と略す) 伊勢堂岱遺跡 (縄文時代、北秋田市)、史跡秋田城跡 (奈良～平安時代、秋田市) のような、これから文化遺産としての環境作りが始まる考古遺産を主たる調査対象とした。これらと周辺の文化資源、観光資源、鉄道等の交通インフラ、グッズ等の二次的文化資源を組み合わせる「文

化観光ルート」⁵⁾(Cultural Tour Route)を、一つのセメスター(学期)を通じたグループ学習の成果としてJ R東日本や行政関係者に提案することを、本講義の最終課題として位置づけたわけである。

この他、通常の講義時間内に行うフィールドワークとして、大学近くにある史跡地蔵田遺跡(旧石器時代～弥生時代、秋田市)の保全活動に学生を参加させ、現段階において行われている文化遺産の活用事業の一端を体験させることにした。

(3) 本講義の狙い

研究機関であるアジア地域研究連携機構としては、ワークショップ形式で行われるフィールドワークを中心に据え、一つのセメスターを通じて課題解決を目指すグループワークを受講生に課す本講義は、将来的に機構を中心として行う研究や地域連携事業に及ぼす効果を狙ったものでもあった。

それらの効果として第一に、地域資源の魅力を掘り起こし、新たに創るという作業を、大学と地域、地域に支社を持つ大企業(J R東日本)が連携して行うことで、単に大学の教育活動の一つという点のみならず、地域貢献をテーマとした持続的な研究活動へと発展する効果が期待できる。

第二に、全て英語での講義を実施し、1年間の留学を課すこと等で優れた国際感覚を有する人材育成を実践してきた本学において、国際的発信力を有する日本人学生と、世界各国からの交換留学生を受

講生とすることで、海外からの観光客の将来的な増加にも対応した県内の観光資源づくりに貢献することが可能となる。

第三に、観光や文化遺産を担当する行政職員に講義への参加を呼び掛けることで、これまでほとんど教育旅行に活用されることのなかった⁶⁾文化遺産への理解が進み、将来的に特色ある教育旅行の開発という社会的な動きにつながる事が期待される。

3. 講義の内容

(1) 講義の実施状況

課題解決型学習(PBL)を実施する上での「サイクルとしての学習」の原則⁷⁾に従って、課題の提示→知識の学習→知識の活用(フィールドワーク)→プレゼンテーション→フィードバックというサイクルを、講義前半・後半に分けて実施した(表1)。

【講義前半】

冒頭に課題提示をした上でグループ分けを行い、文化遺産とその保護に関する基礎的事項、遺産観光の概念とその実践に関する基礎的事項の学習を行った。毎週のように課題を出したほか、フィールドワークを行う場所についてもグループごとに下調べ作業をすることを義務づけた。北秋田市をフィールドとしたワークショップ型講義では、文化遺産見学の他にゲスト講義を行った(表2)。また秋田市内で行った2回目のフィールドワークでは、市内の文化遺産に加えて交通イン

フラや外国人観光客対応の現状等について、やはりワークショップ型講義を実施した。これらの調査成果を基に中間プレゼンテーション(ポスター発表)を実施し、実際の観光事業者から御講評を頂いた。最後に基礎的事項のまとめを行い、講義前半のフィードバックを行った。

【講義後半】

講義全体の課題(文化観光ルートの提案)を示した上で、前半の内容を発展させた文化遺産とその保護に関する応用的事項、遺産観光に関する応用的事項について講義を行った。また、観光統計等からだけでは理解し難い地域観光の現状と諸問題について、ゲスト講義とワークショップを行い、観光客動向に関してより実施に即した感触を得ることができた。最終プレゼンテーションはJ R東日本社員・行政関係者にも聴講頂き、グループごとのご講評を頂いた。最後に、より応用的・実践的な内容となった講義後半を振り返る時間を設けた上で、文化観光ルートに関するレポート課題と共に、受講生個人から来年度の寄附講座に向けての意見や改善点を提出してもらった。

(2) ゲスト講義について

本講義では、J R東日本からの寄付金等を活用することによってゲスト講師を招聘することが可能であったため、講義のほか必要な場合はさらにワークショップを実施した⁸⁾(表2)。特に北秋田市と秋田市にて行ったフィールドワーク(写

真1・2)では、文化遺産保全と観光それぞれの立場から講演頂いた上で、過去の取り組みと秋田の観光の現状とは何なのか受講生と共に議論することができたことから、唯一の正しい答えというものがない現実的課題について全員で共有する機会となった。

県内及び東北地方の観光産業の現状と課題については、宿泊施設・観光事業者・鉄道事業者各々の立場から講義して頂いた。

J R東日本若手社員による講義では、西日本に比べて乗降客全体に占める観光客の割合が高いことが東日本の特徴であり、東北地方には乗降客数の多い大規模な駅が少ないことが指摘された。同社のグループ経営構想に関して、「地域との共生、グローバルな成長」というビジョンを策定したこと、同社と地域観光の発展を両立させていくことの重要性が指摘されたほか、インバウンド観光の振興に向けて、外国人観光客のうちわずか1%しか東北地方に来ていない現状の分析と解決策の提案が行われた。同社秋田支社社員については、最終プレゼンに向けたアドバイス、交流会、発表後の質疑応答や講評等を通して、受講生に外部の目を意識させることができ、本講義終盤にかけて程よい緊張感を与えて頂いた。

4. 講義の成果

(1) 最終プレゼンテーションについて

本講義の結論として、各グループに文化観光ルートについての発表とレポートを課した。最終プレゼンテーションは2日間に

表1 2015年度JR東日本寄附講座のシラバス内容

講座における位置づけ		講義内容	備考
導入・課題提示	講義1	イントロダクション	
	講義2	シラバス紹介と講座の目的	
	講義3	文化遺産、文化観光とは何か？	
文化遺産とその保護に関する基礎的事項	講義4	イコモス憲章(1)	
	講義5	イコモス憲章(2)	
	講義6	考古遺産(1)	
ワークショップ型講義(1)	野外講義1	北秋田市内文化観光資源 (松橋旅館・史跡伊勢堂岱遺跡・阿仁熊牧場)	ゲスト講義含む
文化遺産とその保護に関する基礎的事項	講義7	ユネスコ憲章と関連法令	
	講義8	考古遺産(2)	
プレゼンテーション(1)	(講義8)	グループ発表(1):文化観光ポスター発表	
遺産観光の概念とその実践に関する基礎的事項	講義9	文化観光におけるインタープリテーションの重要性	
	講義10	遺産観光(1)	
	講義11	遺産観光(2)	
地域観光の抱える問題	講義12	内陸縦貫鉄道と周辺観光について	ゲスト講義
ワークショップ型講義(2)	野外講義2	秋田市内文化観光資源 (史跡秋田城跡・JR東日本秋田駅・宿泊施設・道の駅秋田港)	ゲスト講義含む
基礎的事項のまとめ	講義13	講座前半の振り返り(エッセイへのフィードバック等)	
文化遺産保全の実践体験	野外講義3	史跡地藏田遺跡における保全活動参加	
遺産観光に関する応用的事項	講義14	Cultural Route(文化観光ルート)(1)	
	講義15	Cultural Route(文化観光ルート)(2)	
文化遺産とその保護に関する応用的事項	講義16	文化的景観	
	講義17	有形文化遺産(建造物群等)	
	講義18	無形文化遺産	
地域観光の現状と諸問題	講義19	東北地方における外国人観光客の動向	ゲスト講義
プレゼンテーション準備 プレゼンテーション(2)	講義20	その他の文化遺産・文化資源について	
	講義21	グループ発表準備作業	
	講義22	最終グループ発表(1)	
地域観光の現状と諸問題	講義23	JR東日本の観光振興の取り組み(同社社員)	ゲスト講義
プレゼンテーション(2)	講義24	最終グループ発表(2)	
応用的事項のまとめ	講義25	本講座の結論(グループ発表へのフィードバック)	



写真1 北秋田市内におけるフィールドワークの様子(左:阿仁熊牧場、右:史跡伊勢堂岱遺跡)



写真2 秋田市内におけるフィールドワークの様子（左：JR秋田駅、右：史跡秋田城跡）

表2 2015年度JR東日本寄附講座におけるゲスト講義一覧

日時	名称	場所	備考	講演内容・ゲスト講師等
9月18日	野外講義1	松橋旅館 (北秋田市)	国指定重要無形民俗文化財 「阿仁のマタギ用具」 収蔵場所	「まるごと森吉山観光振興プロジェクト について」 (北秋田市商工観光課 小松武志氏) 「北秋田市歴史文化基本構想とその後について」 (北秋田市教委 榎本剛治氏)
9月19日	野外講義1	阿仁熊牧場 (北秋田市)	熊の飼育施設・マタギ文化の 普及啓発機能	「クマってどんな動物？」 (北海道大学大学院 坪田敏男氏) 「マタギ文化と道具」 「マタギ学校講師 鈴木英雄氏」
		伊勢堂岱遺跡 (北秋田市)	世界遺産暫定遺産リスト記載 「北海道・北東北の縄文遺跡 群」構成資産、国指定史跡	「遺跡の紹介とビジターセンター開館に 向けて」 (北秋田市教委 榎本剛治氏)
10月7日	講義12	国際教養大学	—	「秋田内陸縦貫鉄道を取り巻く状況と周 辺観光について」 (田沢湖芸術村(現・あきた芸術村)中 嶋祥崇氏)
10月16日	野外講義2	秋田駅(秋田市)	県内・秋田市内の交通ハブ	JR 東日本秋田駅駅員
10月17日	野外講義2	道の駅あきた港 ポートタワー・ セリオン	秋田市内の観光施設	同駅長 武藤正子氏
		秋田城跡	国指定史跡	秋田市教育委員会(現・秋田市文化振 興課)秋田城跡調査事務所(現・秋田 城跡歴史資料館) 伊藤武士氏・神田和 彦氏
11月13日	講義19	国際教養大学	—	「Local to World 地域主導のインバウン ド観光」 株式会社トラベルデザイン 須崎裕氏
11月27日	講義23	国際教養大学	—	「JR 東日本の観光振興の取り組み」 JR 東日本社員

渡って学内で行われ、5つの特色ある文化観光ルートが提案された。本項では各グループ発表の概要について紹介したい⁹⁾。

【みちのく雪ルート】

秋田の冬期観光は、横手かまくら等の雪文化に関わる小正月行事が特徴的である。そこで本ルートは、札幌雪まつりに来る東南アジア人観光客を県内に呼び込み、北海道にはない伝統的雪祭りに参加・体験してもらうことを目的とする。秋田城跡など文化遺産もルートに入れて古代の冬の生活仕様にも触れてもらうことで、秋田に残された自然や食、伝統文化などの素晴らしさ、文化的価値について理解を深めてもらう。

【あきたこまち美のルート】

秋田美人の秘訣を温泉や郷土料理といった地域の特徴と結びつけることにより、美容に興味がある韓国の女子大生へ卒業旅行プランを提案する。わらび座鑑賞や美容効果の高い乳頭温泉、秋田市の街歩き、新たに小野小町の貸衣装等をそろえた古代の秋田城跡、男鹿のなまはげ体験などを通じて、秋田ならではの美の知識を深め、美しくなれる女子旅とする。また3日間で楽しめるよう、各交通手段を連携させたフリーパスであるこまちビューティーパスポートを作る。

【ヒストリップ (HisTrip)】

中高年の台湾人を対象に設定し、縄文時代と電車の組み合わせをコンセプトとす

る。伊勢堂岱遺跡から三内丸山遺跡へと縦断することで縄文時代の歴史的意義ならびに現代日本とのつながりを発見することができる。また、電車によって古代から残る鬱蒼とした森林を車窓から眺めつつ、秋田犬とのふれあいを可能にしたり、マタギ旅館での宿泊を通して、縄文時代から残る神秘的な狩猟文化を身近に感じることができる

【アニメ (ジブリ) 旅ルート】

アニメ作品の舞台となった場所を利用した文化観光ルートである。関東圏に行きがちな欧米人観光客の目を東北に向けさせることを目的とする。Japan Rail Passを利用し、東北にあるジブリ作品のモデルとなったロケーション（白神山地等）を巡り、場所を楽しんでもらうのはもちろん、個々の作品にあるメッセージを感じてもらい、東北に残る自然・文化への理解を深める。

【東北リラクゼーション・ツアー】

秋田を含めた東北地方の自然・文化遺産、各地の食文化を巡る旅。普段味わう事が出来ないゆったりとした時間や豊かな自然と、無常観等の日本文化を感じてもらう。日常生活から離れ、自分のための贅沢な時間を過ごしてもらうことをコンセプトとする。

(2) 今後の寄附講座実施に向けて

本講義は開講区分が人文学で、文化遺産の理解に重きを置く内容であった。し

かしPBL型講義を実際に地域に入って実施してみると、受入れ可能な文化観光ルートを提案するためには、国際的な学術用語となっている遺産観光(heritage tourism)を主軸に据えて、地域住民が文化遺産を保全しつつ、保全にかかる経済的負担と観光から得られる利益のバランスをとって、どのように次世代に繋げていくかという持続可能性(sustainability)の視点が必要不可欠であることに気付かされた。

このような方向性のアプローチは、本学の教育理念や地域活性化への貢献を目指すアジア地域研究連携機構・JR東日本のミッションにより合致するもので、また秋田県が抱える課題の解決にも大きく寄与すると考えられる。受講生から得たフィードバックを活かしつつ、来年度以降、より魅力ある寄附講座開講に繋げて行きたい。

謝辞

寄附講座開設にご支援頂いたJR東日本(本社観光戦略室・秋田支社)社員の皆様、ゲスト講義を快く引き受けて頂いた皆様をはじめ、県内の多くの方々にご協力頂いた。心から御礼申し上げます。また本学及び県内で初めてのJR東日本寄附講座ということもあり、担当講師としても手探りで実施せざるを得なかった状況に関わらず、積極的に参加して頂いた受講生諸君にも心から感謝致します。

注

1) JR東日本グループは「地域との連携を強化し、地元と共に知恵を絞る『共創』戦

略のもと、鉄道ネットワークの特性及び首都圏での販路を持つメリットを活かしながら、更なる地産商品の掘り起こしや伝統文化、祭り等観光資源の紹介といった地域活性化を進める事業を展開している。(www.jrest.co.jp/saihakken/about/)

2) 日本人学生のうち3年生が少ないのは、本学のカリキュラムに義務づけられた1年間の留学を当該年次を実施する学生が多いためである。また交換留学生の数が少なかったのは、本学の場合秋に入学する留学生の数が多量のものの、システム上正規生の履修登録時期が交換留学生よりも早いためであった。

3) 国際教養大学の協働教育プロジェクトのウェブサイト(www.web.aiu.ac.jp/icpt/)を参照。

4) 根岸洋, 2015, 「秋田県内におけるヘリテージ・ツーリズムの可能性」, 『国際教養大学アジア地域研究連携機構研究紀要』第1号, 頁51～61。

5) ここで言う文化観光ルートとは、イコモス憲章(ICOMOS Charter on Cultural Routes, 2008, http://www.icomos.org/charters/culturalroutes_e.pdf)による定義を基礎としつつも、現在観光庁が進めている「広域観光周遊ルート」(東北は「日本の奥の院・東北探訪ルート」)の策定を念頭において、より日本観光の実態に即したストーリー性を持った観光ルートの事である。

6) 根岸洋・佐々木義孝, 2016, 「考古遺産と観光: 史跡秋田城跡を巡る事例研究」, 『国際教養大学アジア地域研究連携機構研究紀要』第2号, 頁57～67。

7) 溝上慎一・成田秀夫編, 2016 『アクティブ・ラーニングとしてのPBL・探求的な学習』, 東信堂。

8) 10月17日に実施した秋田市でのフィー

ルドワークについては、この他秋田市観光振興課のご協力を得て職員1名を派遣して頂いた。

- 9) ここで紹介する各グループ発表のアイデア等については、大学の教育活動の一環とは言え、各受講生にプライオリティがあることを明記しておきたい。本稿はあくまで筆者による概要紹介である。

著者略歴

豊田 哲也（国際教養大学アジア地域研究連携機構副機構長・准教授）

外務省、東京大学 COE プログラム特任研究員、本学講師等、東アジア調査研究センター准教授を経て2015年4月より現職。米国ウィルソンセンター・フェロー（2013-2014年）。DEA（パリ第二大学大学院）。

秋葉 文志（国際教養大学アジア地域研究連携機構副機構長・准教授）

経団連国際教育交流財団派遣奨学生としてアメリカへ留学（2001～2007年）。国際教養大学着任（2007年）。現在グローバル・スタディーズ課程准教授を兼任。秋田県行財政改革推進委員会副委員長（2013年～）。外国人材受け入れ等の政策調査に取り組む。15年4月より現職。博士（カリフォルニア大学バークレー校）。

名越 健郎（国際教養大学アジア地域研究連携機構・特任教授）

時事通信社入社、同外信部、ワシントン等の各支局、外信部長を歴任。2012年より拓殖大学教授、本学東アジア調査研究センター特任教授。文学士（東京外国語大学ロシア語科）。

根岸 洋（国際教養大学アジア地域研究連携機構・助教）

日本学術振興会特別研究員 DC、青森県教育庁文化財保護課、本学地域環境研究センター助教を経て2015年4月より現職。国際記念物遺跡会議・国際考古遺産管理委員会(ICOMOS/ICAHM) 委員、博士（文学、東京大学大学院）。

中川 秀幸（国際教養大学国際教養学部グローバル・ビジネス課程・助教）

独立行政法人国際協力機構を経て、2014年4月より現職。博士（カリフォルニア大学バークレー校）。

橋本 洋輔（国際教養大学国際教養学部・助教）

学校法人中野学園オイスカ開発教育専門学校教員、本学非常勤講師を経て2014年より現職。博士（医学、東北大学大学院）。

嶋 ちはる（国際教養大学日本語プログラム・助教）

モナッシュ大学、グルノーブル第三大学、関西学院大学等での講師を経て、2014年より現職。博士（第二言語習得、ウイスコンシン大学マディソン校）。

工藤 尚悟（東京大学大学院新領域創成科学研究科・特任研究員）

国際教養大学卒（2009年）。日本学術振興会特別研究員 DC、東京大学新領域創成科学研究科博士課程修了（2015年）。2015年4月より現職。博士（サステナビリティ学、東京大学大学院）。

後藤 尚紀（国際教養大学国際教養学部・学生）

2012年より在学。学士取得見込み。

国際教養大学
アジア地域研究連携機構研究紀要
第3号
平成28年8月31日発行
編集・発行 国際教養大学アジア地域研究連携機構

Journal of the Institute
for Asian Studies and Regional Collaboration
Akita International University
Volume 3
August 31, 2016

ISSN 2189-5554

Akita International University

Journal
of the Institute for Asian Studies
and Regional Collaboration

Volume 3

August 2016

Akita International University